

2. 特別の法律により設立される法人

(1) 災 害 防 止 関 係 団 体

船員災害防止協会

1. 法人概況

所在地	東京都千代田区麹町4-5	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.sensaibo.or.jp
	業務及び財務等に関する資料	http://www.sensaibo.or.jp/CL04/2-index.html
設立根拠法	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	国土交通省海事局船員政策課 厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課	
設立年月日	昭和42年10月31日	
沿革	年 月	事項
	昭和39年6月	（財）船員災害防止協会設立
	昭和42年7月	船員災害防止協会等に関する法律公布
	昭和42年10月	船員災害防止協会設立
	昭和57年5月	船員災害防止協会等に関する法律の一部改正により、船員災害防止活動の促進に関する法律に変更
事業の目的	船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止すること。	
主な事務・事業の内容	① 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進すること ② 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること ③ 船員災害防止規程を設定すること ④ 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行うこと ⑤ 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行うこと ⑥ 船員の技能に関する講習を行うこと ⑦ 情報及び資料を収集し、及び提供すること ⑧ 調査及び広報を行うこと ⑨ その他必要な業務を行うこと	

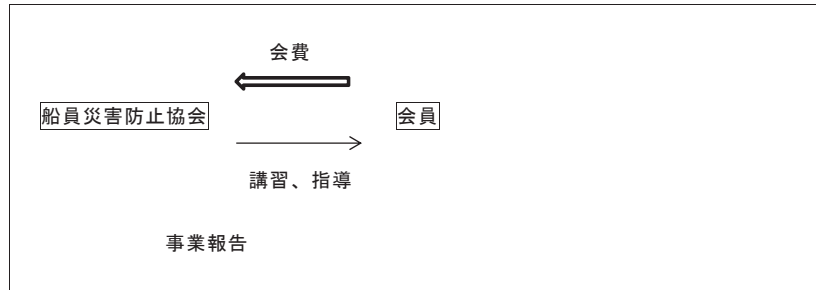
2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要

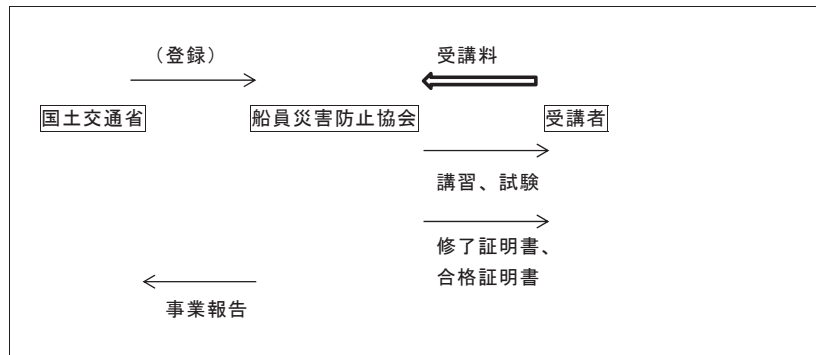
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
船員労働安全衛生月間推進事業	船員労働災害の防止等のため、船員災害防止大会、安全衛生講演及び保護具の展示等を実施。	（平成23年度） ① 船員災害防止大会：1,401名参加 ② 訪船指導：3,041隻等	-	30,971
	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	-		公益目的事業会計
広報事業	機関紙の発行、関係法等の改正に関する刊行物の発行、リーフレットによる関連施策の紹介等を実施。	（平成23年度） ① 機関紙：30,300部 ② タンカー乗船者の危険物等取扱責任者資格要件の変更に關するリーフレットの作成等	-	16,862
	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	-		公益目的事業会計
安全衛生教育及び指導事業	船員労働安全衛生月間推進事業等の場や各関係団体での講演会等において、安全衛生指導を実施。	（平成23年度） ① 生存対策講習会：609名 ② 安全衛生指導：665隻 ③ 安全衛生講習会：3,318名	有	54,800
	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	-		公益目的事業会計
登録講習・試験等事業	国土交通大臣の登録等を受けて、船員の技能に関する講習・試験を実施。	（平成23年度） ① 危険作業登録講習：10名 ② 衛生管理者登録講習：38名 ③ 船舶料理士登録試験：10名等	有	19,527
	船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号） 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号） 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）等	-		公益目的事業会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

①安全衛生教育及び指導事業



②登録講習・試験等事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	163,302	174,958	163,996	170,927	162,131	
内訳	事業収入額	119,334	132,181	120,957	129,549	122,001
	国等からの補助金等収入額	42,370	41,551	41,551	41,378	40,130
	国等との契約に基づく総収入額	1,098	1,226	1,488	-	-
	その他収入額	500	0	0	0	0

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

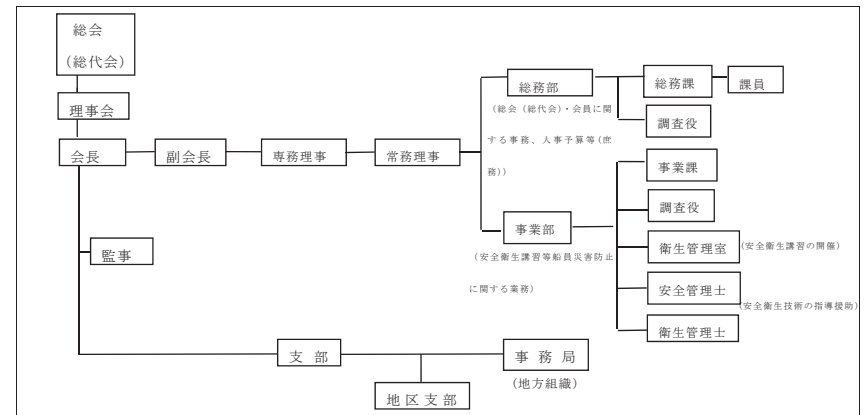
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	・生存対策講習会 ・安全衛生講習会 ・訪船安全衛生指導	事務費補助	40,130
	船員災害防止活動を実施するため。	船舶における安全・衛生管理に関する教育・技術的指導を実施する。		厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
一般会員	船舶所有者	2,230
団体会員	船舶所有者の団体	83
賛助会員	本会の目的に賛同する者	127

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	-	2年	1人	1期	1人	0人	-
副会長	非常勤	若干名	-	2年	2人	2期	1人	1人	水産庁増殖推進部長
						6期	1人	0人	
専務理事	常勤	1人	-	2年	1人	1期	1人	1人	国土交通省四国運輸局次長
常務理事	常勤	2人以内	-	2年	1人	3期	1人	0人	-
理事	非常勤	80人以内	-	2年	46人	1期	16人	0人	-
						2期	9人	0人	-
						3期	6人	0人	-
						4期	2人	0人	-
						5期	3人	0人	-
						6期	5人	0人	-
						7期	1人	0人	-
						8期	2人	0人	-
						10期	1人	0人	-
						16期	1人	0人	-
監事	非常勤	3人以内	-	2年	2人	1期	1人	0人	-
						4期	1人	0人	-

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	9,015	569	3,460	13,044
非常勤	0	0	0	0
合計	9,015	569	3,460	13,044

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	14人
	非常勤	定数	-
		現員	6人

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：円）

科目	公益目的事業	法人会計	合計
I 資産の部			
(1) 流動資産			
現金預金	7,710,590	26,053,253	33,763,843
未収金	1,150,030	190,000	1,340,030
前払費用	0	703,767	703,767
頒布品	9,896,789	0	9,896,789
教材品	726,025	548,257	1,274,282
仮払金	0	56,230	56,230
流動資産合計	19,483,434	27,551,507	47,034,941
基本財産合計	0	0	0
(2) 固定資産			
① 特定資産			
減価償却引当資産	0	4,100,609	4,100,609
役員退職慰労引当資産	0	2,890,500	2,890,500
支部事務所移転積立資産	0	2,000,000	2,000,000
事業改革推進積立財産	10,000,000	0	10,000,000
特定財産合計	10,000,000	8,991,109	18,991,109
② その他の固定資産			
什器備品	1,487,963	1,093,095	2,581,058
ソフトウェア	0	378,000	378,000
保証金	0	703,000	703,000
その他固定資産合計	1,487,963	2,174,095	3,662,058
固定資産合計	11,487,963	11,165,204	22,653,167
資産合計	30,971,397	38,716,711	69,688,108
II 負債の部			
(1) 流動負債			
未払金	3,183,498	1,013,052	4,196,550
前受金	0	18,974,100	18,974,100
預り金	4,800	324,403	329,203
未払消費税等	571,500	0	571,500
流動負債合計	3,759,798	20,311,555	24,071,353
(2) 固定負債			
役員退職引当金	0	2,890,500	2,890,500
固定負債合計	0	2,890,500	2,890,500
負債合計	3,759,798	23,202,055	26,961,853
III 正味財産の部			
(1) 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(2) 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(6,100,609)	(16,100,609)
正味財産合計	27,211,599	15,514,656	42,726,255
負債及び正味財産合計額	30,971,397	38,716,711	69,688,108

10. 正味財産増減計算書（平成23年度）

（単位：円）

科目	公益目的事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
(1) 経常増減の部			
① 経常収益			
受取会費	33,038,796	21,190,304	54,229,100
受取一般会費	33,038,796	16,530,304	49,569,100
受取団体会費	0	1,885,000	1,885,000
受取賛助会費	0	2,775,000	2,775,000
事業収益	30,275,049	0	30,275,049
登録講習試験収益	17,093,550	0	17,093,550
船舶料理士登録試験事業収益	419,200	0	419,200
更新講習事業収益	8,706,350	0	8,706,350
酸素欠乏講習事業収益	320,000	0	320,000
衛生管理者登録講習事業収益	3,948,000	0	3,948,000
船舶衛生管理者講習B事業収益	3,700,000	0	3,700,000
安全衛生普及収益	11,381,499	0	11,381,499
受託事業収益	1,800,000	0	1,800,000
全国漁業就業者育成センター	1,800,000	0	1,800,000
受取補助金等	76,990,000	0	76,990,000
受取国庫補助金	40,130,000	0	40,130,000
受取海事センター補助金	36,860,000	0	36,860,000
雑収益	629,837	6,896	636,733
受取利息	415	6,791	7,206
教材品取崩収益	72,190	0	72,190
雑収益	557,232	105	557,337
経常収益計	140,933,682	21,197,200	162,130,882
② 経常費用			
事業費	137,848,081	0	137,848,081
役員報酬	10,435,168	0	10,435,168
給与手当	58,969,646	0	58,969,646
役員退職慰勞金	491,400	0	491,400
役員退職慰勞引当金繰入	590,400	0	590,400
法定福利費	8,048,689	0	8,048,689
会議費	1,777,690	0	1,777,690
旅費交通費	4,143,202	0	4,143,202
通信運搬費	4,974,159	0	4,974,159
減価償却費	376,771	0	376,771
消耗品費	3,211,850	0	3,211,850
修繕費	139,125	0	139,125
印刷製本費	6,694,839	0	6,694,839
水道光熱費	663,927	0	663,927
賃借料	11,183,783	0	11,183,783
教材費	4,725,579	0	4,725,579
頒布品作成購入費	5,140,286	0	5,140,286
支払保険料	292,351	0	292,351
諸謝金	4,390,803	0	4,390,803
租税公課	545,200	0	545,200
地区支部負担金	3,345,800	0	3,345,800
委託費	3,585,000	0	3,585,000
リース料	1,023,966	0	1,023,966
支払手数料	573,019	0	573,019
諸会費	45,000	0	45,000
雑費	2,480,428	0	2,480,428
管理費	0	18,289,673	18,289,673
役員報酬	0	2,608,792	2,608,792
給与手当	0	4,944,635	4,944,635

役員退職慰勞金	0	122,850	122,850
役員退職慰勞引当金繰入	0	147,600	147,600
福利厚生費	0	128,945	128,945
法定福利費	0	1,038,189	1,038,189
会議費	0	290,695	290,695
旅費交通費	0	649,020	649,020
通信運搬費	0	331,140	331,140
減価償却費	0	323,726	323,726
消耗品費	0	44,484	44,484
印刷製本費	0	31,626	31,626
水道光熱費	0	237,656	237,656
賃借料	0	1,973,609	1,973,609
支払保険料	0	24,400	24,400
諸謝金	0	1,219,720	1,219,720
租税公課	0	282,900	282,900
地区支部負担金	0	527,600	527,600
リース料	0	2,067,345	2,067,345
新聞図書費	0	417,679	417,679
支払手数料	0	182,862	182,862
諸会費	0	280,400	280,400
雑費	0	413,800	413,800
経常費用計	137,848,081	18,289,673	156,137,754
評価損益調整前当期増減額	3,085,601	2,907,527	5,993,128
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額計	3,085,601	2,907,527	5,993,128
(2) 経常外増減の部			
① 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
② 経常外費用			
棚卸減耗損	616,022	0	616,022
経常外費用計	616,022	0	616,022
当期経常外増減額	△616,022	0	△616,022
他会計振替額			0
当期一般正味財産増減額			5,377,106
一般正味財産期首残高			37,349,149
一般正味財産期末残高			42,726,255
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			42,726,255

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法を採用
- (2) 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産：定額法を採用
 - ② 無形固定資産：定額法を採用
- (3) 引当金の計上基準
役員退職慰勞引当金：役員の退職慰勞金に備えるため、事業年度末における要支給額を計上
- (4) 消費税等の会計処理
税込方式

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(2) 年金・保険・共済関係法人

生命保険契約者保護機構

1. 法人概況

所在地	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル9階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.seihohogo.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.seihohogo.jp/outline2.html
設立根拠法	保険業法（平成7年法律第105号）	
その他、事務・事業に関する法律	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）	
所管府省(担当課)	(主) 金融庁監督局保険課、財務省大臣官房信用機構課	
設立年月日	平成10年12月1日	
沿革	年 月	事項
	平成8年4月	改正保険業法施行を受け、「生命保険契約支援制度（保険契約者保護基金）」設立
	平成10年12月	金融システム改革法施行を受け、「生命保険契約者保護機構」発足
	平成12年5月	「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、次の業務を追加 ー 保険管理人又は保険管理人代理の業務 ー 保険契約の移転等、保険契約の承継、保険契約の再承継及び保険契約の再移転における資金援助 ー 承継保険会社の経営管理その他保険契約の承継に係る業務 ー 補償対象保険金の支払に係る資金援助 ー 保険金請求権等の買取り ー 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による保険契約者表の提出その他同法の規定による業務
事業の目的	生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。	

主な事務・事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救済会社に対する資金援助 ・ 破綻保険会社に係る保険契約の引受け並びに引き受けた保険契約の管理及び処分 ・ 資金援助等の費用に充てるための負担金の収納及び管理 ・ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による業務（保険契約者表の作成・提出、更生手続における保険契約者等の手続代理等）

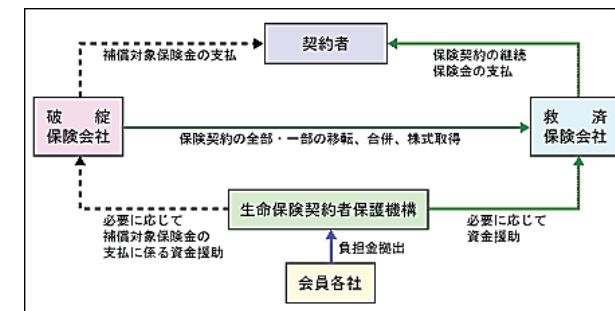
2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要

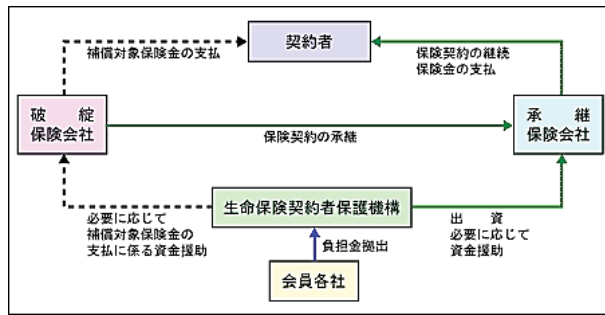
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
保険契約者保護制度	① 救済会社に対する資金援助 ② 破綻保険会社に係る保険契約の引受け並びに引き受けた保険契約の管理及び処分 ③ 資金援助等の費用に充てるための負担金の収納及び管理 ・ 保険業法第259条～第270条の9 ・ 定款第65条～第68条 ・ 生命保険契約者保護機構業務規程	(平成23年度) 保険契約者保護資金に充てる負担金の収納・管理金額 39,955,404,003円	—	40,018,650
	—	—	—	一般勘定

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

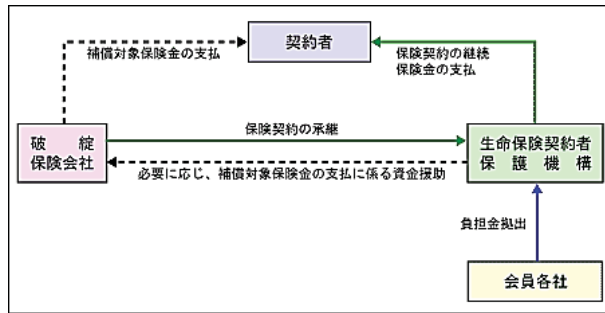
① 「救済保険会社」による保険契約の引受け



② 「承継保険会社」による保険契約の承継



③ 「保護機構」自らによる保険契約の引受け



- ←----- 破綻保険会社が保険金等の支払を停止している間の保険契約者等保護のための措置
- ←----- 保険契約の移転等以降の措置(ただし、フロー図②の承継保険会社への出資は、保険契約の移転等の前に行われる。)
- ←----- 会員各社は毎年、負担金を拠出

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	46,281,267	49,130,305	70,021,628	46,016,534	40,014,584	
内 訳	事業収入額	46,000,000	46,000,000	46,000,000	46,000,000	40,000,000
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	281,267	3,130,305	24,021,628	16,534	14,584

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

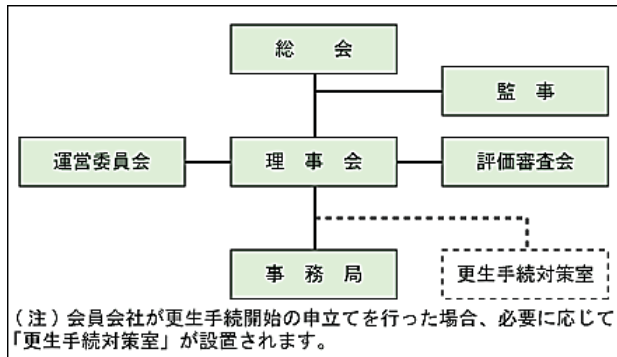
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



- ・ 総会
 予算及び資金計画の決定又は変更、決算、資金援助に関する事項、会員の加入に関する事項等、保護機構の業務に関する重要事項について決議を行う。
- ・ 理事会
 総会において議決する重要事項について審議を行うほか、負担金の収納、業務の委託等、保護機構の業務に関する事項について決議する。
- ・ 監事
 機構の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。
 また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。
- ・ 運営委員会
 資金援助に関する事項、会員に対する貸付のほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項について審議する。
 なお、運営委員会の委員は、法令上、学識経験を有する者のうちから、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けて理事長が任命することとされている。
- ・ 評価審査会
 破綻保険会社の財産評価が適切であることの判定等のほか、理事長の諮問に応じ、破綻保険会社の財産の評価に関し必要な事項を審議する。
 なお、評価審査会の委員は、法令上、学識経験または専門的知識を有する者のうちから、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けて理事長が任命することとされている。
- ・ 更生手続対策室
 会員会社が更生手続開始の申立てを行った場合に、必要に応じ設置される。
 保険契約者表の作成や、管財人が査定した更生会社の資産・負債の確認、更生計画案の内容確認等の作業等を行う。

5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
生命保険会社	定款第 6 条 機構の会員の資格を有する者は、生命保険会社（外国生命保険会社等及び免許特定法人を含む。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げる生命保険会社を除く。 一 再保険契約に係る業務のみを行う生命保険会社 二 保険金額が外国通貨で表示された保険契約で保険業法施行令第 20 条（条件付の免許を付与する場合において限定される保険の引受けの相手方）に規定する非居住者を相手方とするものの引受けに係る業務のみを行う生命保険会社	43 社

6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	非常勤	1 人	—	※	1 人	1 期	1 人	1 人	最高裁判所判事
理事	非常勤	2 人	—	※	4 人	5 期	1 人	0 人	—
理事	非常勤	以上	—	※		1 期	3 人	0 人	—
理事	非常勤	10 人	—	※					
理事	非常勤	以内	—	※					
監事	非常勤	1 人 以上 3 人 以内	—	※	1 人	1 期	1 人	0 人	—

※ 任期は、就任後 2 年以内の最初に到来する 7 月の通常総会をもって満了する。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	0	0	0	0
非常勤	4,800,000	0	0	4,800,000
合計	4,800,000	0	0	4,800,000

※ 生命保険会社から選任される理事については支給しない。

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	－
		現員	3人
非常勤	定数	－	
	現員	－	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び剰余金の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	5,139	(流動負債)	769
現金・預金	5,139	預り金	559
仮払金	0	未払金	211
(固定資産)	56,233,711	(特別法上の引当金等)	56,223,450
有形固定資産	784	保険契約者保護資金	56,223,450
建物	196	保険契約者保護資産見返	56,223,450
動産	588		
無形固定資産	144	(負債合計)	56,224,219
ソフトウェア	144	(剰余金)	
投資その他の資産	56,232,783	繰越剰余金	14,631
保険契約者保護資産	56,223,450	(うち当期利益金)	(△269)
敷金・保証金	9,332	(剰余金合計)	14,631
資産合計	56,238,850	負債・剰余金合計	56,238,850

※千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	59,449	(経常収益)	59,180
保険契約者保護資金繰入	14,141	運営負担金収入	44,596
一般管理費	45,308	過剰金収入	400
役職員給与	22,400	資産運用収益	14,141
諸謝金	5,370	保険契約者保護資産取崩	0
旅費交通費	128	その他の経常収益	43
事務費	16,838	事業外収益	43
交際費	0		
減価償却費	572		
(当期剰余)	△269		
当期利益金	△269		
合計	59,180	合計	59,180

※千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

(1) 資産の償却について

減価償却資産（建物、動産、ソフトウェア）について、定額法による償却を実施している。

(2) 有価証券について

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、購入時の取得価格によっている。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲は、現金・預金、預り金及び未払金である。

(4) 消費税について

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

健康保険組合連合会

1. 法人概況

所在地	東京都港区南青山1丁目24番4号	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kenporen.com/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kenporen.com/outline/03.shtml#gyomu_zaimu
設立根拠法	健康保険法（大正11年法律第70号）	
その他、事務・事業に関する法律	—	
所管府省（担当課）	厚生労働省保険局保険課	
設立年月日	昭和18年5月6日	
沿革	年 月	事項
	昭和7年11月	日本健康保険組合総連合会設立
	昭和11年10月	日本健康保険組合総連合会解散
	昭和11年12月	健康保険組合連合会設立
	昭和12年5月	健康保険組合連合会（社団法人）設立認可
	昭和15年6月	職員健康保険組合連合会設立
	昭和18年4月	社団法人健康保険組合連合会解散
〃	職員健康保険組合連合会解散	
〃	健康保険組合連合会（公法人）設立認可	
昭和18年5月	健康保険組合連合会（公法人）設立	
昭和55年11月	健保法附則第8条（現第2条）による交付金交付事業の法定化	
事業の目的	健康保険組合の健全な発達を期すること	
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険に関する調査研究 ○保健福祉に関する施設とその経営 ○健康保険組合相互の連絡及び指導 ○健康保険組合に対する事務費補助金の交付 ○その他、本会の目的を達するに必要とする事業 ○健康保険法附則第2条の規定に基づく交付金交付事業 	

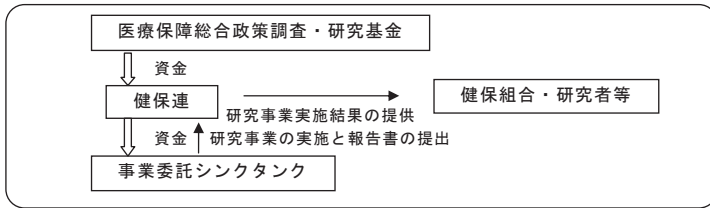
2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要（平成23年度）

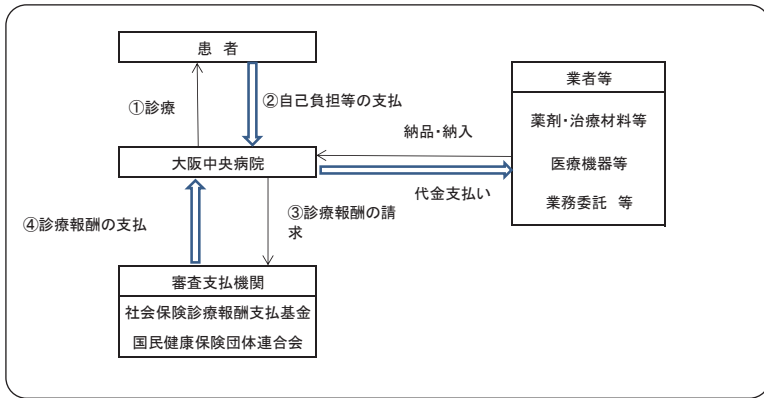
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
調査研究事業	本会の政策、方針等の立案に資するため、特別会計を設置し、医療保険制度改革推進に関連する調査・研究を体系的、効率的に実施。	「医療費の将来見通しと給付・負担構造の国際比較」等	—	31,885
	規約第4条第1項第1号、同第19条の2、調査会規程	—		
施設の運営	健康保険組合連合会大阪中央病院の運営	【患者数】 入院 40,482人 外来 109,029人 【健診受診者数】 52,733人	有	5,173,118
	健康保険法第150条（同法第188条）、規約第4条第1項第2号	—		
研修事業	健保組合の役員を対象に、健保保険事業の円滑な運営に必要な知識の習得、資質の向上を目的に研修を実施。	・健康保険組合職員研修会（3回） ・新任常務理事研修会（1回） ・新任事務長研修会（1回）	有	7,190
	規約第4条第1項第3号	—		
健康保険組合事務費補助金交付事業	健保組合の事務の執行に要する費用に係る国庫補助を健保組合に対し交付する事業	交付額 3,558,736千円	—	3,558,736
	健康保険法第151条、規約第4条第1項第4号	—		
広報事業、機関誌・紙発行	本会の諸活動の周知と会員組合との連携を図る事業として、機関誌紙を発行	・健康保険 5,200部 ・すこやか健保 44,000部 ・健保ニュース 4,200部	—	108,422
	規約第4条第1項第5号	—		
交付金交付事業	健保組合間の共助等を目的に実施。交付金交付事業実施規程及び実施規程施行細則を定め、これに基づき毎年、交付対象組合に対し、高額医療交付金、組合財政支援交付金を交付。	・高額医療交付金交付事業 322,512件 ・組合財政支援交付金交付事業 81組合	—	101,976,443
	健康保険法附則第2条、同施行令第65～68条	制度的独占		

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

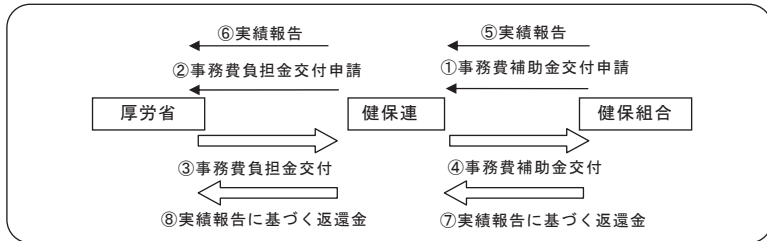
① 調査研究事業



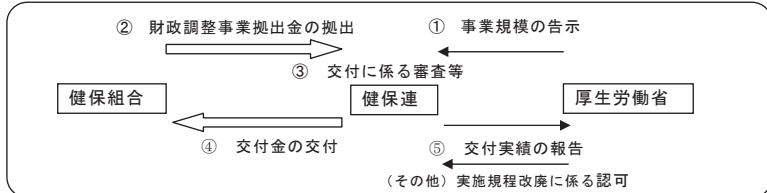
② 施設の運営



③ 健康保険組合事務費補助金交付事業



④ 交付金交付事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	124,095,100	127,051,005	120,254,566	119,105,919	124,326,036	
内訳	事業収入額	114,415,052	120,657,850	111,617,196	109,954,015	118,009,961
	国等からの補助金等収入額	9,680,049	6,393,155	8,637,370	9,151,905	6,316,075
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	—	—	—	—	—

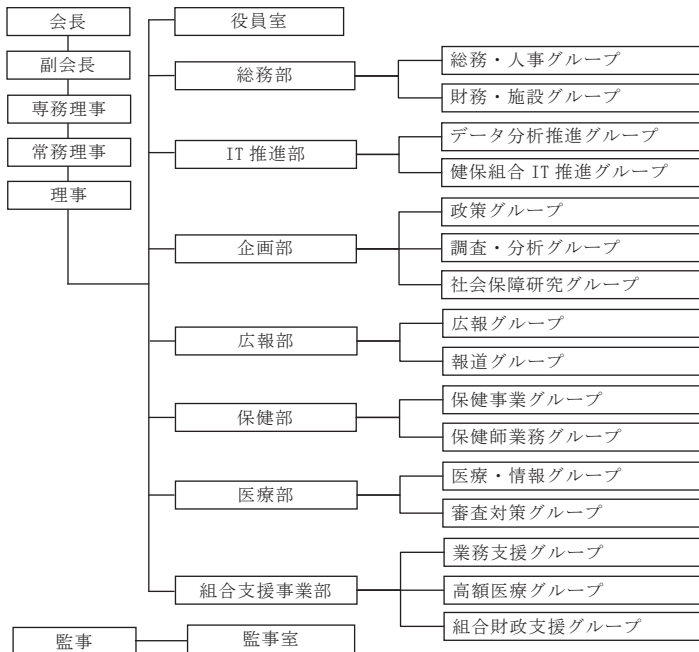
※1「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称 補助等の目的	補助等対象事業の名称 補助等対象事業の内容	事業の性質	金額（千円） 交付府省名
負担金	健康保険組合事務費負担金	① 一般事業 ② 保険給付適正化事業	第三者分配	3,558,736 厚生労働省
	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、健康保険組合の事業の円滑な運営を図ること	① 一般事業 組合の事業所の運営及び組合会の運営に関する業務の執行に係る事業。 ② 保険給付適正化事業 保険財政の基盤が弱い組合であって、かつ、保険給付の適正化業務を積極的に実施している組合における当該業務の事務の執行に係る事業。		
補助金	被用者保険運営円滑化推進事業費	被用者保険運営円滑化推進事業	その他	483,620 厚生労働省
	被用者世代に対して保健師等による特定保健指導等を受けられる環境を提供することで生活習慣病予防を図り、国民保健の向上と高齢者医療制度の安定化に資すること	① 保健師等による特定保健指導等推進に資する事業 加入者に対する保健師等による糖尿病等の生活習慣病予防に資する健康教育等の開催等を行う事業 ② 特定保健指導の効率的な実施のための保健師等の資質の向上に資する事業 保健師等に対する特定健康診査に係るレセプト等の		

		記録の分析研究会の開催等 特定保健指導を効率的・効果的に実施するための保健師等の資質の向上に資する事業		
補助金	健康保険組合出産育児一時金給付助成事業費補助金	健康保険組合出産育児一時金給付助成事業費補助金交付事業	第三者 分配	2,273,719
	健康保険組合が行う出産育児一時金及び家族出産育児一時金(以下「出産育児一時金等」という。)の支給に要する費用の一部を補助することにより健康保険事業運営の安定化を図ること及び出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度を実施することにより、児童の健全な育成及び資質の向上に資すること	○ 健康保険組合が行う出産育児一時金等の支給に要する費用の一部を補助することにより健康保険事業運営の安定化を図る。 ○ 健保連が健保組合に補助金を交付する事業に対して、国が補助を行う。 ○ 各健保組合の出産育児一時金等の支給決定件数に補助単価を乗じて得た額を補助する。補助単価は、同支給額の引き上げに係る各保険者の保険料率への影響割合に応じて設定する。		

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
健康保険組合	健康保険法第 8 条から第 10 条の要件を満たす健康保険組合	1,432 組合

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数※	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	3期 2期	1人 1人	0人	—
副会長	非常勤	若干人	—	2年	3人	14期 15期	1人 1人	0人	—
専務理事	常勤	1人	—	2年	1人	2期 2期	1人 3人	0人	—
常務理事	非常勤	若干人	—	2年	13人	3期 4期 6期 9期 10期 11期 14期 15期 20期 2期	1人 2人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人	0人	—
理事	常勤	60人 + 若干人	—	2年	4人	4期	2人	1人	—
理事	非常勤				52人	1期 2期 3期 4期 5期 6期 7期 8期 9期 10期 11期 12期 13期 15期 16期 18期 23期	23人 4人 3人 1人 3人 4人 2人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	1人 0人 0人 0人 0人 1人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人 0人	中国四国厚生局長 大阪社会保険事務局長 大阪社会保険事務局保険部長
監事	常勤	若干人	—	2年	1人	1期	1人	0人	—
監事	非常勤				3人	2期	2人 1人	0人 0人	—

※1 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事の定数は、常勤、非常勤を合わせた数。
 ※2 「60人+若干人」の理事から、会長「1人」、副会長「若干人」、専務理事「1人」、常務理事「若干人」を選任することとなっている。
 ※3 「若干人」の監事うち1人は常勤とすることとなっている。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	26,024	4,683	11,623	42,330
非常勤	4,200	0	3,313	7,513
合計	30,224	4,683	14,936	49,843

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	110人
非常勤	非常勤	定数	—
		現員	1人

9. 貸借対照表（平成23年度・大阪中央病院特別会計※）

（単位：円）

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,039,639,248	流動負債	628,661,589
現金	9,516,393	買掛金	166,905,819
預金	2,282,622,422	未払金	64,449,819
医業未収金	710,604,520	リース債務	3,574,654
未収金	725,778	未払費用	165,129,101
医薬品	20,137,240	未払消費税等	18,565,100
診療材料	1,252,982	預り金	986,580
貯蔵品	5,016,447	従業員等預り金	19,050,516
前払費用	5,629,125	賞与引当金	190,000,000
未収収益	4,134,341		
		固定負債	5,975,551,327
固定資産	15,736,101,297	長期リース債務	1,464,952
有形固定資産	15,561,740,118	退職給付引当金	739,929,000
土地	5,617,939,035	一般会計借入金	1,990,415,375
建物	5,444,764,782	交付金交付事業特別会計借入金	2,826,242,000
建物附属設備	3,599,410,344	再構築支援出資金	417,500,000
構築物	287,641,338		
機械装置	12,085,551	負債合計	6,604,212,916
医療用器械備品	470,933,272		
その他の器械備品	128,965,796	純資産の部	
		基本金	11,168,755,991
無形固定資産	171,920,159	受継資産高	3,168,755,991
ソフトウェア	171,920,159	交付金	8,000,000,000
その他の資産	2,441,020	利益剰余金	1,002,771,638
長期前払費用	2,341,020	任意積立金	975,674,727
その他の固定資産	100,000	当期剰余金	27,096,911
		純資産合計	12,171,527,629
計	18,775,740,545	計	18,775,740,545

※その他の会計については未作成（11.重要な会計方針等も同様）。

10. 収支計算書（平成23年度・概要）

（単位：千円）

収 入		支 出		収支差額 金 額
勘定・科目	金 額	勘定・科目	金 額	
一般会計	3,761,526	一般会計	3,725,026	36,499
経常収入	2,700,451	経常支出	2,663,951	
会費収入	1,769,850	事務所費	1,022,511	
事業収入	77,652	事業費	699,657	
雑収入・その他	8,942	繰入金	45,000	
共同広報事業関係収入	844,007	雑支出	35,786	
		共同保健事業費	98,251	
		共同広報事業費	532,338	
		データ分析事業費	230,408	
経常外収入	174,620	経常外支出	174,620	
別館維持管理費積立金繰入	157,872	営繕費	157,872	
内部LAN情報機器更新積立金繰入	2,646	内部LAN情報機器更新費	2,646	
その他	11,052	その他の支出	11,052	
繰越金	3,050	雑支出（返還金）	3,050	
特別会計受入	402,836	特別会計支出	402,836	
国庫補助金受入金	483,620	国庫補助金事業費	483,620	
旧病院跡地特別勘定	156,187	旧病院跡地特別勘定	116,037	40,150
交付金交付事業特別会計	110,167,889	交付金交付事業特別会計	101,976,443	8,191,446
組合財政支援等交付金	25,729,909	組合財政支援等交付金	18,346,106	
高額医療費交付金	84,437,980	高額医療費交付金	83,630,337	
職員共済会事業特別会計	34,861	職員共済会事業特別会計	34,861	0
会館管理特別勘定	655,346	会館管理特別勘定	575,919	79,427
大阪中央病院特別会計	5,200,216	大阪中央病院特別会計	5,173,119	27,097
事務費補助金交付事業特別会計	3,566,740	事務費補助金交付事業特別会計	3,566,740	0
医療保障総合政策調査・研究基金事業特別会計	37,396	医療保障総合政策調査・研究基金事業特別会計	37,396	0
共同情報処理システム事業特別会計	350,147	共同情報処理システム事業特別会計	338,387	11,759
健康介護従事者処遇改善基金事業特別会計	271,792	健康介護従事者処遇改善基金事業特別会計	271,792	0
出産育児一時金等負担軽減給付金交付事業特別会計	2,273,719	出産育児一時金等負担軽減給付金交付事業特別会計	2,273,719	0
合計	126,475,819	合計	118,089,439	8,386,378

※ 千円単位を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（大阪中央病院特別会計）（平成23年度）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
定額法（平成19年3月31日以前の事業供用資産は旧定額法、リース資産はリース期間定額法）
・建物及び構築物は耐用年数45年、建物附属設備は耐用年数15年
・機械装置のうち駐車場設備は耐用年数18年、その他の機械装置は耐用年数4年
・医療用器械備品、その他の器械備品及びソフトウェアは、資産ごとの法定耐用年数
3. 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。
(2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金要支給額の100%を計上している。
4. リース取引の処理方法
ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
5. 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっている。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
現金及び要求払預金を資金の範囲としている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

国民年金基金連合会

1. 法人概況

所在地	東京都港区六本木6丁目1番21号 三井住友銀行六本木ビル	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.npfa.or.jp/index.html
	業務及び財務等に関する資料	http://www.npfa.or.jp/org/jyoukyo.html
設立根拠法	国民年金法（昭和34年法律第141号）	
その他、事務・事業に関する法律	確定拠出年金法	
所管府省（担当課）	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	
設立年月日	平成3年5月30日	
沿革	年 月	事項
	平成3年5月	設立
	平成14年1月	確定拠出年金法の施行に伴い、個人型年金の実施主体となる
事業の目的	国民年金法に基づき、会員である国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給及び基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業並びに基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するために必要な施設を行うとともに、確定拠出年金法に基づく個人型年金を実施することを目的とする。	
主な事務・事業の内容	<p>①国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給</p> <p>②国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出金を原資として国民年金基金の積立金の額を付加する事業</p> <p>③国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業</p> <p>④個人型確定拠出年金の管理運営事業</p>	

2. 事務・事業の概要等

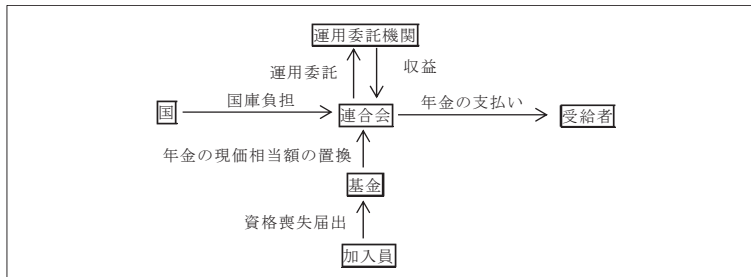
(1) 事務・事業の概要（平成23年度）

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
中途脱退事業	中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金を支給する事業	○中途脱退者 425,391人 ○中途脱退者のうち 待期者数 374,928人 ○中途脱退者のうち 年金受給者数 50,463人 ○年金： 裁定 8,725件 給付費 75億6,500万円 ○一時金： 裁定 1,255件 給付費 15億5,238万円	—	764,809
	国民年金法第137条の15第1項	—	—	業務経理
給付確保事業	基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（1口目掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業	○収益率：2.57% ○積立資産額： 11,875億円	—	61,397,841
	国民年金法第137条の15第2項第1号	—	—	事業経理
共同運用事業	基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（2口目以降掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業	○収益率：2.53% ○積立資産額： 7,945億円	—	46,506,967
	国民年金法第137条の15第2項第1号	—	—	事業経理
附帯事業	各基金の事務処理の負担および費用負担の軽減化を図るため、連合会に設置されたホストコンピュータと各国民年金基金の端末装置をオンライン通信回線で結び、連合会と72の国民年金基金が共同で行う事務処理事業及び基金に対する指導や情報提供に関する事業	※各基金より委託を受けた業務について、連合会で一括して事務処理を行う事業であり、何らかの実績を得ることを目的とした事業ではない。	—	855,889
	国民年金法第137条の15第2項第2号 国民年金基金令第43条 国民年金法第92条の3第1項第1号	—	—	事業経理 事業会計

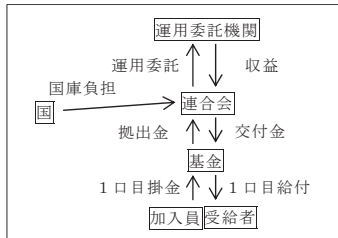
確定拠出年金 個人型年金運 営管理事業	個人型年金規約の策定・変更 加入者の資格の確認 個人型年金加入者掛金の限 度額の管理	○年度末現存加入 者数：138,575人 ・第1号被保険 者：46,295人 ・第2号被保険 者：92,280人 ○年度末現存運用 指図者数： 269,766人	有	405,428
	確定拠出年金法第2条第3項	制度的独占		確定拠出年金 事業経理事業 会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

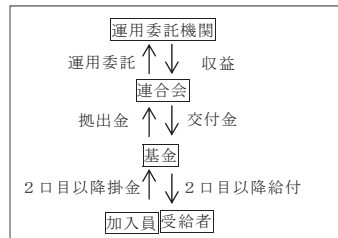
① 中途脱退事業



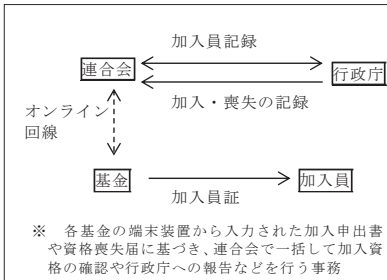
② 給付確保事業



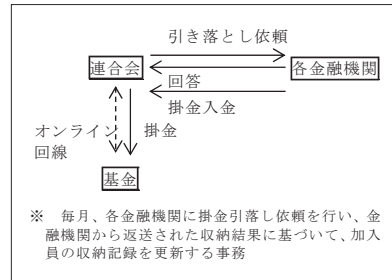
③ 共同運用事業



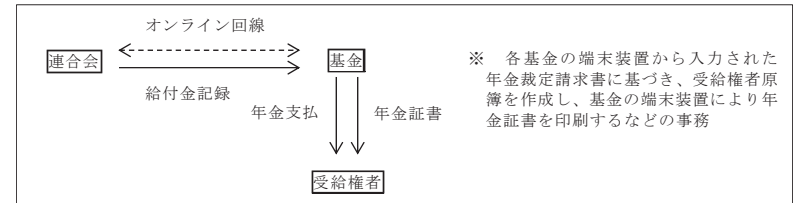
④-1 附帯事業（適用）



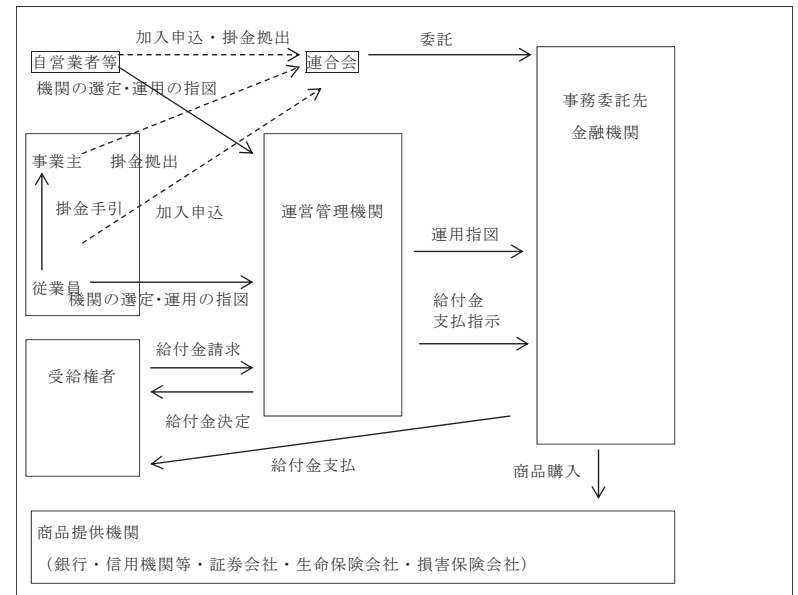
④-2 附帯事業（掛金収納）



④-3 附帯事業（給付）



⑤ 確定拠出年金個人型年金運営管理事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	123,017	124,214	130,226	130,631	136,820
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	123,017	124,214	130,226	130,631	136,820
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	162,671,221	151,116,549	508,153,910	139,967,965	190,284,605	
内訳	事業収入額	161,320,551	149,790,960	506,993,913	139,643,760	190,019,375
	国等からの補助金等収入額	1,243,131	1,240,285	1,090,619	249,705	198,235
	国等との契約に基づく総収入額	9,051	9,280	9,255	9,088	8,907
	会費収入等額	98,488	76,024	60,123	65,411	58,087

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※事業収入額には運用収益も含めている。

※「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載しているため、財務諸表等の金額と一致しない場合もある

※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上

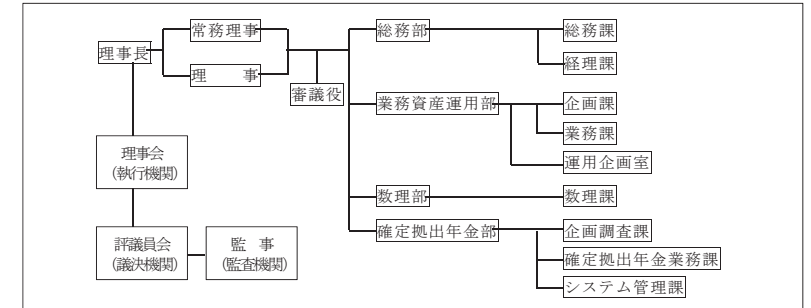
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額(千円)
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	国民年金基金連合会事務費補助金	確定拠出年金個人型年金管理運営事業	事務費補助	100,609
	確定拠出年金法に基づき、確定拠出年金の個人型年金の実施主体として、個人型年金規約の策定、加入資格の確認、拠出限度額の管理及び加入者原簿管理等の事業を行うこととされている国民年金基金連合会が、その円滑な事業運営を図るため、当該事務費の一部を補助するもの。	国民年金基金連合会が行う確定拠出年金個人型年金の管理運営にかかる業務 ・個人型年金規約の策定・変更 ・加入者の資格の確認 ・個人型年金加入者掛金の限度額の管理		厚生労働省
負担金	国民年金基金等給付費負担金	—	その他	97,626
	国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するもの。	—		厚生労働省

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
国民年金基金	国民年金基金であること	72基金

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	—	2年	1人	2期	1人	1人	環境省地球環境審議官
常務理事	常勤	—	—	2年	0人	—	—	—	—
理事	非常勤	9人	—	2年	7人	1期	1人	—	—
						7期	2人	—	—
						5期	1人	—	—
監事	非常勤	2人	—	2年	2人	1期	4人	—	—
						5期	1人	—	—
						2期	1人	—	—

※「在任年齢」について、役員全員に関する規程はないが、学識経験理事(常勤)の公募に際して「応募要領(職務内容書)」において、応募条件として、再任以外の場合65歳未満の者としている。

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	20,459	4,137	8,735	33,331
非常勤	900	0	0	900
合計	29,459	4,137	8,735	34,231

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職 員	常 勤	定数	29人
		現員	25人
	非常勤	定数	-
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日 現在 （単位：千円）

資産勘定				負債勘定			
科目	業務経理	事業経理 事業会計	確定拠出年 金事業経理 事業会計	科目	業務経理	事業経理 事業会計	確定拠出年 金事業経理 事業会計
(流動資産)	230,277,744	467,870,321	2,165,817,660	(流動負債)	10,391,235	223,471,607	2,156,061,605
預貯金	225,850,413	457,455,936	2,151,695,415	未払金	10,391,235	121,420,220	95,138,893
未収会費	4,381,751			仮受金		102,051,387	2,060,887,000
未収金	45,580	93,660	14,122,245	預り金			35,712
未収受託費		10,320,725		(引当金)			
(固定資産)	4,319,198	126,373,900		引当金	34,318,229	62,018,655	9,850,119
建物及び工作物	257,040	117,486,534		(基本金)	189,887,478	308,753,959	6,032,392
器具及び備品	3,453,222	8,320,034	6,092,856	基本金	4,319,198	126,373,900	6,126,456
電話加入権	608,936	567,332	33,600	繰越剰余金	124,569,253	133,371,690	△2,778,236
				当年度剰余金	60,999,027	49,008,369	2,684,172
合 計	234,596,942	594,224,221	2,171,944,116	合 計	234,596,942	594,244,221	2,171,944,116

上記表は、法人運営に関わる「業務経理」、「事業経理・事業会計」及び「確定拠出年金事業経理事業会計」の3勘定について記載。「10. 損益計算書（平成23年度）」についても同様。

10. 損益計算書（平成23年度）

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 （単位：千円）

(業務経理)			
費用勘定		収益勘定	
(事務費)	306,293,889	(会費収入)	
役職員給与	101,648,132	会費	52,288,229
役職員諸手当	120,545,154	(補助金収入)	
退職手当引当金	1,021,473	事務費国庫補助金	0
旅費	1,281,200	(受入金)	
事務諸費	81,797,930	年金経理からの受入金	773,685,000
(評議員会費)	2,431,480	(雑収入)	
評議員旅費	1,304,240	雑収入	0
評議員会報酬補償費	570,000		
評議員会会議費	444,750		
評議員会需用費	112,490		
(事務費)			
中脱者記録管理費	454,159,773		
(繰入金) 基本金へ繰入れ	0		
(雑支出) 雑支出	2,089,060		
(剰余金) 当年度剰余金	60,999,027		
計	825,973,229	計	825,973,229

(事業経理・事業会計)

費用勘定		収益勘定	
(事務事業費)	846,451,183	(受託費収入)	908,147,449
役職員給与	16,366,474	共同事務処理事業受託費	899,240,593
役職員諸手当	19,310,524	納付委託事務受託費	8,906,856
退職手当引当金	0	(雑収入)	2,723,995
旅費	4,730,381	受取利息等	2,723,995
事務諸費	806,043,804	雑収入	0
(交付金)			
納付委託事務事業費	437,892		
(繰入金) 基本金へ繰入れ	3,171,000		
(雑支出) 雑支出	11,803,000		
(剰余金) 当年度剰余金	49,008,369		
計	910,871,444	計	910,871,444

(確定拠出年金事業経理事業会計)

費用勘定		収益勘定	
(事務事業費)	362,227,960	(手数料収入)	
役職員給与	21,945,066	手数料	304,818,651
役職員諸手当	23,810,687	(補助金収入)	
退職手当引当金	0	事務費国庫補助金	100,609,697
旅費	108,060	(雑収入)	
事務諸費	316,364,147	雑収入	3,075,251
(策定委員会費)	898,970		
委員旅費	210,400		
委員報酬補償費	505,200		
策定委員会需用費	151,450		
策定委員会会議費	31,920		
(委託費) 基金事務委託費	35,656,422		
(繰入金) 基本金へ繰入れ	6,092,856		
(雑支出) 雑支出	943,219		
(剰余金) 当年度剰余金	2,684,172		
計	408,503,599	計	408,503,599

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(3) 事 業 者 団 体

日本証券業協会

1. 法人概況

所在地	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jsda.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/houkokusho.html
設立根拠法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	
その他、事務・事業に関する法律	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第53号）	
所管府省（担当課）	金融庁監督局証券課	
設立年月日	昭和48年7月1日	
沿革	年 月	事 項
	昭和24年5月	1府県1団体を基準に設立された各地の証券業協会の連合組織として「日本証券業協会連合会」を設立
	昭和48年7月	日本証券業協会連合会を解散し、全国の証券会社を直接の構成員とする「社団法人日本証券業協会」を設立（東京に本部、全国に10の地区協会を設置）
	平成4年7月	証券取引法改正に伴い、同法の認可法人に改組し、「日本証券業協会」に名称変更
	平成19年9月	金融商品取引法の施行に伴い、同法の認可金融商品取引業協会となる
事業の目的	協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資すること	
主な事務・事業の内容	<p>[自主規制業務]</p> <p>①自主規制ルールの制定、実施、②監査及びモニタリング調査の実施、③自主制裁の発動、④各種資格試験・外務員資格更新研修の実施及び外務員の登録事務、⑤教育研修の実施、⑥金融商品取引等の苦情・相談、あっせん、⑦認定個人情報保護団体の業務の実施、⑧公社債市場の整備・拡充、⑨上場株券等の取引所金融商品市場外取引の制度整備・運営、⑩グリーンシート銘柄等に関する制度整備・運営</p> <p>[金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務]</p> <p>①金融商品市場に関する調査研究及び意見表明、②証券市場の共通基盤の整備、③株式市場及び公社債市場に関する統計資料等の公表、④金融商品・金融指標・金融商品市場に関する知識の普及・啓発、⑤関係団体等との意思の疎通及び意見の調整、⑥反社会的勢力の排除に関する支援</p>	

2. 事務・事業の概要等

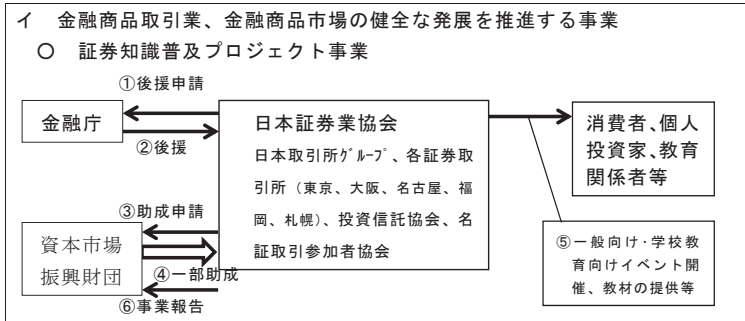
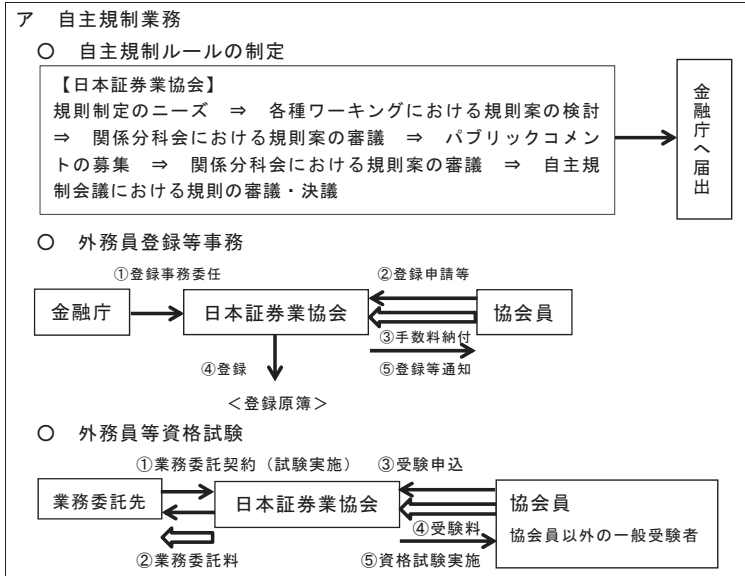
(1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
自主規制業務	①自主規制ルールの制定、実施、②監査の実施、③自主制裁の発動、④各種資格試験・外務員資格更新研修の実施及び外務員の登録事務、⑤教育研修の実施、⑥金融商品取引等の苦情・相談、あっせん、⑦認定個人情報保護団体の業務の実施、⑧公社債市場の整備・拡充、⑨上場株券等の取引所金融商品市場外取引の制度整備・運営、⑩グリーンシート銘柄等に関する制度整備・運営	(平成23年度) ①協会員等の資格試験受験者数 166,391名 ②協会員等の外務員を対象とする外務員資格更新研修の受講者数 54,769名 ③協会員等の外務員登録申請 41,320件	有	6,776,863 ※
	金融商品取引法第64条の7第1項、第2項、第64条の8第1項、第2項、第67条の8第1項第9号、第10号、第11号、第12号、第14号、第77条第1項、第2項、第77条の2第1項、第2項	—	—	会員一般会計 ほか※
金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務	①金融商品市場に関する調査研究及び意見表明、②証券市場の共通基盤の整備、③株式市場及び公社債市場に関する統計資料等の公表、④金融商品・金融指標・金融商品市場に関する知識の普及・啓発、⑤関係団体等との意思の疎通及び意見の調整、⑥反社会的勢力の排除に関する支援	(平成23年度) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動・中学生・高校生向けの教育教材「みんなで体験!株式会社とお金のしくみ」の提供に係る参加者 13,693名 ・「株式学習ゲーム」の提供に係る参加者 35,784名	—	6,776,863 ※
	金融商品取引法第77条の4	—	—	会員一般会計 ほか※

※ 日本証券業協会においては、区分経理がなされているものの、業務に対応する支出が明確に区分されていないため、事業費を支出している会計の費用全体を記載している。

※ 「会員一般会計ほか」の内訳は、会員一般会計、特別会員一般会計、金融・証券教育支援事業特別会計、システム利用特別会計、会員一般基金特別会計、会員研修基金特別会計、証券市場基盤整備基金特別会計、会員証券市場公正化・活性化基金特別会計、特別会員一般基金特別会計、地区特別事業特別会計、資格管理事業統合特別会計。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	32,517,707	30,940,275	32,056,988	32,076,192	31,426,537
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	32,517,707	30,940,275	32,056,988	32,076,192	31,426,537
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

※資本金等は、各年度の正味財産期末残高を記載。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	10,227,616	30,315,063	11,169,811	9,525,064	8,667,680	
内訳	事業活動収入額	9,519,596	26,231,138	9,239,585	8,998,723	8,003,009
	投資活動収入額	708,020	4,083,925	1,930,226	526,341	664,671
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

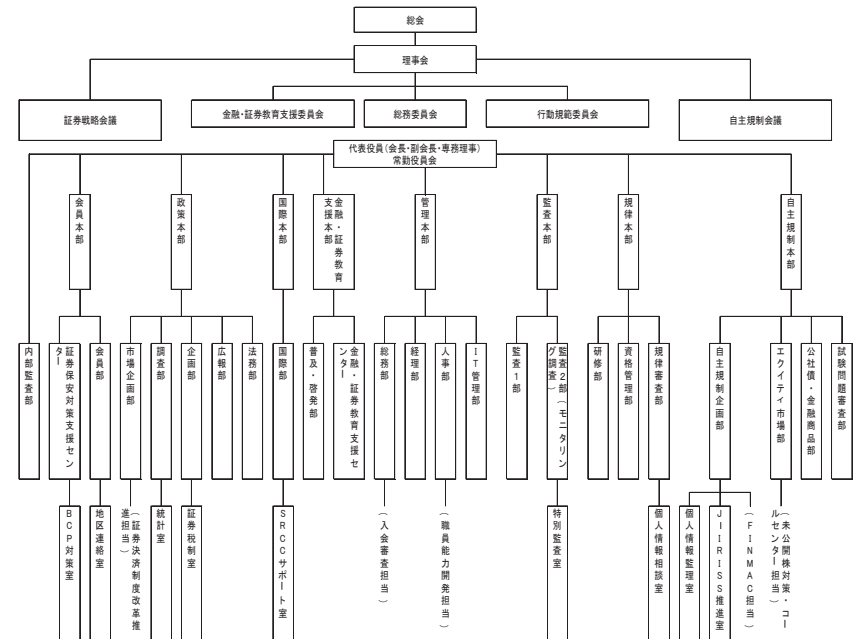
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図（平成24年7月1日現在）



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行う者（第一種金融商品取引業において有価証券関連デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等のみを業として行う者を除く。）	274社
特別会員	金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関	216機関

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
常任理事	常勤	3人以内	—	1年	3人	1期	3人	2人	金融庁総務企画局長、国際復興開発銀行理事
会員理事	非常勤	3人以内	—	1年	3人	1期	3人	0人	—
特別会員理事	非常勤	1人	—	1年	1人	1期	1人	0人	—
公益理事	非常勤	4人	—	2年	4人	1期	4人	1人	金融庁長官
常任監事	常勤	1人	—	1年	1人	1期	1人	0人	—
会員監事	非常勤	2人	—	1年	2人	1期	2人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	※273,228
非常勤	—	—	—	14,700
合計	—	—	—	※287,928

※執行役5名を含む。

※なお、内訳については非公表。

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	※343人
非常勤	現員	定数	—
		現員	4人

※執行役5名を含む。

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	1,809,924	(流動負債)	655,348
現金預金	866,184	未払金	241,087
未収金	196,120	預り金	36,921
前払金	46,646	賞与引当金	252,471
有価証券	693,251	リース債務	124,867
その他流動資産	7,720		
		(固定負債)	4,583,373
(特定資産)	26,055,863		
退職給付引当資産	4,161,576	退職給付引当金	3,790,400
証券法制関係積立資産	20,000	役員退職慰労引当金	391,344
証券広報センター引継資産	526,133	リース債務	401,628
特別事業積立資産	26,000		
システム利用特別会計積立資産	68,331	(負債合計)	5,238,721
会員研修基金特別会計積立資産	2,894,587	民間助成金	46,000
証券市場基盤整備基金特別会計積立資産	13,913,880	寄付金	526,133
会員証券市場公正化・活性化基金特別会計積立資産	4,182,141	拠出金	14,215,642
その他特定資産	263,212		
		指定正味財産	14,787,775
(その他固定資産)	8,799,471	(うち特定資産への充当額)	(14,787,775)
建物付属設備	70,075	一般正味財産	16,638,761
什器備品	118,549	(うち特定資産への充当額)	(7,097,830)
ソフトウェア	441,689		
長期貸付金	234,458	(正味財産合計)	31,426,537
差入保証金	262,948		
投資有価証券	4,731,649		
協会安定運営積立資産	2,940,082		
その他固定資産	18		
資産合計	36,665,258	負債・正味財産合計	36,665,258

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

※会計一般会計、特別会員一般会計、金融・証券教育支援事業特別会計、システム利用特別会計、会員一般基金特別会計、証券市場基盤整備基金特別会計、会員証券市場公正化・活性化基金特別会計、特別会員一般基金特別会計、地区特別事業特別会計、資格管理事業統合特別会計の合計。10. 正味財産増減計算書も同様。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	106,867
② 受取入会金等	14,590
③ 受取過剰金	95,000
④ 受取会費	5,927,164
⑤ 事業収益	1,479,350
⑥ 受取助成金等	251,600
⑦ 受取抛入金	653,858
⑧ 雑収益	113,461
(経常収益計)	8,641,892
(2) 経常費用	
① 事業費	6,953,382
② 管理費	1,581,066
(経常費用計)	8,534,448
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外費用	101,219
(経常外費用計)	101,219
(当期一般正味財産増減額)	6,224
一般正味財産期首残高	16,632,537
一般正味財産期末残高	16,638,761
II 指定正味財産増減の部	
(1) 特定資産運用益	19,006
(2) 受取助成金	13,000
(3) 一般正味財産への振替額	△687,885
(当期指定正味財産増減額)	△655,879
指定正味財産期首残高	15,443,655
指定正味財産期末残高	14,787,775
III 正味財産期末残高	31,426,537

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的の債券以外の有価証券：時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法による。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：総平均法による原価法による。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：リース資産以外の建物附属設備及び什器備品は、定額法による。
- ② 無形固定資産：リース資産以外のソフトウェアは、利用可能期間（5年）に基づく定額法による。
- ③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法による。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績をもとに算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する。
- ② 賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上する。
- ③ 退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、当年度における退職給付債務に基づき、当年度に発生していると認められる額を計上する。
- ④ 役員退職慰労引当金：役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上する。

(5) 消費税等の会計処理：税込み方式による。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

1	名称	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
	所在地	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
	資本金	242,593千円
	事業内容	正会員の行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者の保護に資すること
	役員の状況	会長が役員として就任（会長職）
	従業員数	5人
	持ち株比率	—
法人との関係	第二種金融商品取引業を行う者の自主規制及び業界団体的な機能を担う一般社団法人を設立するに際し、他の自主規制機関等と連携を図りつつ、同法人の設立・運営に必要な支援を実施。	

(2) 出資を行っているもの

1	名称	株式会社 証券保管振替機構
	所在地	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
	資本金	4,250,000千円
	事業内容	株式等振替業務、短期社債振替業務、一般債権振替業務等
	役員の状況	常務執行役が社外取締役として就任
	従業員数	208人
	持ち株比率	12.5%
法人との関係	証券保管振替機構に出資しない参加者に代わって出資することで、同社株主の安定を図るため。	

日本貸金業協会

1. 法人概況

所在地	東京都港区高輪3-19-15	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.j-fsa.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.j-fsa.or.jp/association/summary/report_plan.php
設立根拠法	貸金業法（昭和58年法律第32号）	
	その他、事務・事業に関する法律 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	
所管府省（担当課）	金融庁監督局総務課金融会社室	
設立年月日	平成19年12月19日	
沿革	年 月	事 項
	平成19年12月 平成21年6月	貸金業法に基づき設立 貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣から指定
	平成22年3月	個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定
	平成22年9月	貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定 貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官へ登録
事業の目的	貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資する	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 協会の法令等遵守体制整備の支援（自主規制基本規則等を定め、法令諸規則等を徹底） 2 監査の実施（法令・自主規制基本規則等の遵守状況等を監査） 3 規律審査（法令等違反事案に対する措置・処分） 4 相談対応・苦情処理・紛争解決（相談・紛争解決窓口を設置し中立公正な立場から支援） 5 研修の実施（各種研修を通じて業界の健全化を促進） 6 広報・啓発・調査研究（広報活動、金融知識の普及・啓発、調査研究等を行い、資金需要者等の利益の保護と貸金業の発展に貢献） 7 行政協力事務（申請書類等を財務局・各都道府県から委託を受けて受付） 8 貸金業務取扱主任者業務（資格試験・登録講習・主任者登録の実施） 	

2. 事務・事業の概要等

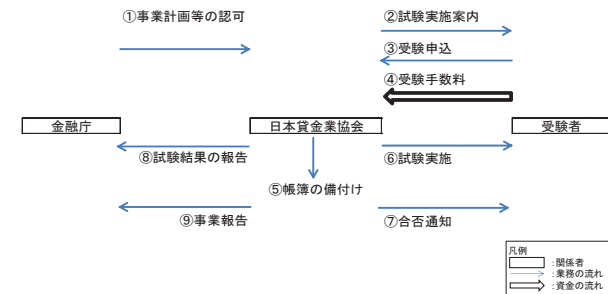
(1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
資格試験	貸金業取扱主任者資格試験の実施	（平成23年度） 受験者数 10,966人	有	109,979
	貸金業法第24条の8第1項	制度的独占		資格試験特別会計
主任者登録	貸金業務取扱主任者登録に関する事務	（平成23年度） 登録受付件数 2,082件	有	48,554
	貸金業法第24条の33第1項	—		主任者登録特別会計
登録講習	貸金業務取扱主任者講習に関する事務	（平成23年度） 登録講習受講者数 432人	有	55,956
	貸金業法第24条の36第1項	—		登録講習特別会計
相談対応・苦情処理・紛争解決	貸金業務に係る紛争解決等業務	（平成23年度） 苦情件数 247件 相談件数 42,886件 紛争解決件数 7件	有	2,212,635 の内数（※）
		貸金業法第41条の39第1項		—

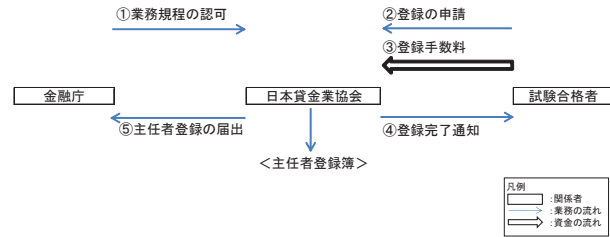
※当該業務は、区分経理がなされていないため、事業費を支出している一般会計の事業費全体を記載している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

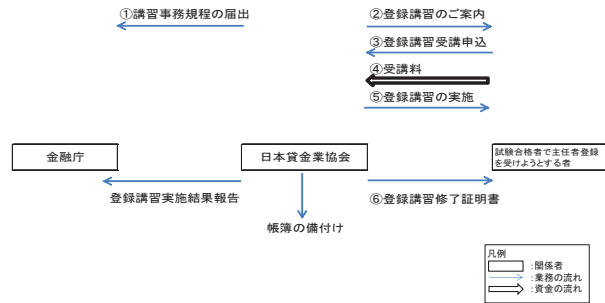
① 貸金業取扱主任者資格試験の実施



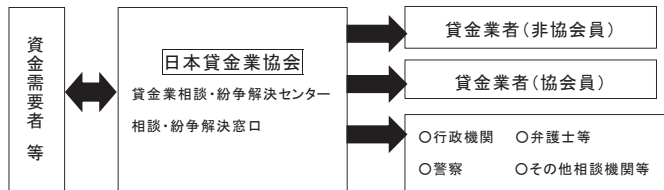
② 貸金業務取扱主任者登録に関する事務



③ 貸金業務取扱主任者講習に関する事務



④ 貸金業務に係る紛争解決等業務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	1,646,457	5,515,944	4,007,663	2,525,752	2,108,005
内訳					
事業活動収入額	1,646,457	5,496,276	3,571,874	2,525,752	2,091,164
投資活動収入額	0	19,668	435,789	0	16,841
国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

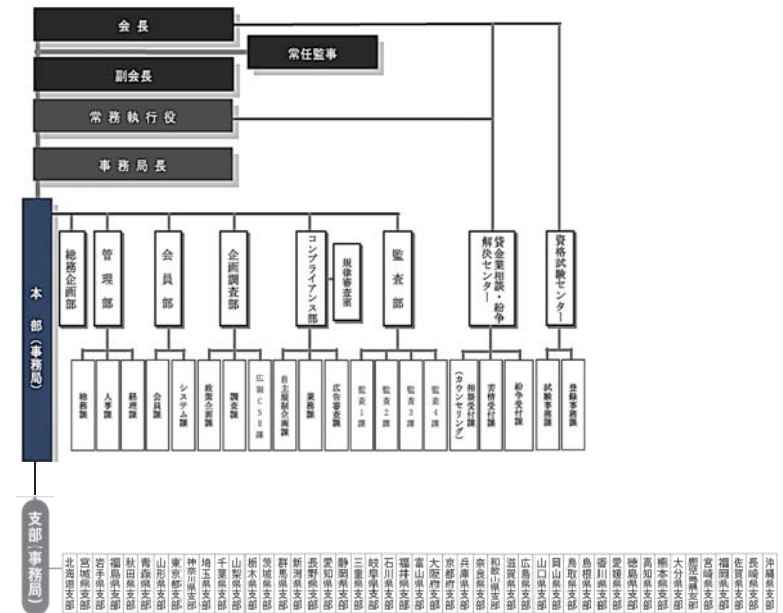
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図 (平成22年10月1日現在)



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	貸金業者	1,338社

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	70歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	常勤	2人以内	70歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
	非常勤	3人	—			3期	1人		—
会員理事	非常勤	4人以内	—	2年	4人	2期	1人	0人	—
						3期	2人		
公益理事	非常勤	4人	—	2年	4人	3期	3人	0人	—
						1期	1人		
常任監事	常勤	1人	70歳	2年	1人	3期	1人	0人	—
会員監事	非常勤	2人	—	2年	2人	3期	2人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	52,001	746	0	52,747
非常勤	13,000	0	0	13,000
合計	65,001	746	0	65,747

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	166人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産 計)	1,049,489	(流動負債 計)	418,223
現金預金	1,012,918	未払金	177,582
未収会費・加入金	3,521	預り金	8
未収金	3,018	前受金	228,935
前払費用	18,160	前受会費	168
前払金	6,525	源泉所得税預り金	7,558
棚卸商品	5,345	社会保険料等預り金	331
		未払消費税等	167
(基金 計)	181,910	未払法人税等	3,473
基金(預金)	181,910	(固定負債 計)	357,541
(特定資産 計)	2,873,989	リース未払金	141,681
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	退職給付引当金	215,859
消費者活動目的特定資産(預金)	3,000	(負債合計)	775,765
退職給付引当資産	190,823	基金	181,190
		(うち基金への充当額)	(181,190)
(その他固定資産等 計)	335,421	指定正味財産	2,683,165
建物附属設備	28,441	(うち特定資産への充当額)	(2,683,165)
什器備品	14,237	一般正味財産	799,969
ソフトウェア	262	(うち特定資産への充当額)	(190,823)
電話加入権	298	(正味財産合計)	3,665,045
敷金	152,477		
ソフトウェア(リース資産)	134,994		
什器備品(リース資産)	4,710		
資産合計	4,440,810	負債・正味財産合計	4,440,810

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

※一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計の合計。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）（単位：千円）

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
①基金運用益	87
②特定資産運用益	7,451
③受取会費	1,893,804
④行政事務協力収益	4,492
⑤紛争解決手続収益	49,136
⑥物品販売収益	7,079
⑦試験受験料収益	104,550
⑧登録手数料収益	6,548
⑨講習受講料収益	6,990
⑩雑収益	1,224
(経常収益計)	2,081,364
(2) 経常費用	
①事業費	2,036,844
②管理費	448,466
(経常費用計)	2,485,311
評価損益等調整前当期経常増減額	△403,946
(評価損益等計)	0
当期経常増減額	△403,946
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
①特定資産取崩収益	20,000
(経常外収益計)	20,000
当期経常外増減額	20,000
(税引前当期一般正味財産増減額)	△383,946
法人税、住民税及び事業税	3,473
(当期一般正味財産増減額)	△387,419
一般正味財産期首残高	1,187,389
一般正味財産期末残高	799,969
II 指定正味財産増減の部	
①受取寄付金	△20,000
(当期指定正味財産増減額)	△20,000
指定正味財産期首残高	2,703,165
指定正味財産期末残高	2,683,165
III 基金増減の部	
①基金受入額	9,800
(当期基金増減額)	9,800
基金期首残高	172,110
基金期末残高	181,910
IV 正味財産期末残高	3,665,045

※千円未満を切捨てとしているため、合計が一致しない場合がある。

※一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計の合計。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- 「公益法人会計基準」を採用。
- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸商品については、最終仕入原価法による。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定額法による減価償却を実施している。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前の契約については通常の賃貸借処理とし、同年4月1日以降の契約については新会計基準による。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 退職給付引当金：職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。
 - ② 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、破産更生債権等の特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式による。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況
該当なし

全国土地改良事業団体連合会

1. 法人概況

所在地	東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館4階	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.inakajin.or.jp/index.html
	業務及び財務等に関する資料	http://www.inakajin.or.jp/10midorishoukai/jyuhoukoukai-index01.html
設立根拠法	土地改良法(昭和24年法律第195号)	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省(担当課)	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課	
設立年月日	昭和33年8月19日	
沿革	年 月	事項
	昭和2年5月	帝国耕地協会設立
	昭和22年	全国耕地協会に名称変更
	昭和28年3月	(社)全国土地改良協会設立認可
	昭和33年8月	全国土地改良事業団体連合会設立認可
昭和60年4月	会員に対する技術的指導業務の追加	
平成4年4月	国又は都道府県営事業への協力業務の追加	
事業の目的	土地改良事業を行う者(国、都道府県及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進すること。	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員たる都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導 2 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 3 土地改良事業に関する教育及び情報の提供 4 土地改良事業に関する調査及び研究 5 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力 6 前各号に掲げる事業のほか、設立目的を達成するために必要な事業 	

2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
・会員たる各都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導 ・会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 ・土地改良事業に関する教育及び情報の提供 ・土地改良事業に関する調査及び研究	農業農村整備事業の一層の推進並びに円滑に実施するため、土地改良団体役職員の意識高揚、技術力の向上を図るとともに、事業に関する技術的指導を図るための研修会などを実施。 また、事業関係者はもとより、事業の意義等が広く一般の人々にも理解されるよう広報活動を進める。	(平成23年度) ・土地改良団体職員研修会(1回/111名) ・地域住民活動の指導者のための研修(2回/53名) ・子ども絵画展(応募約10,900点) ・新田舎人の発行(68号~71号(各16,000部)) ・絵画展作品集(22,600部) ・図書の発刊等	-	19,123,847
	土地改良法第111条の9	-	-	一般会計

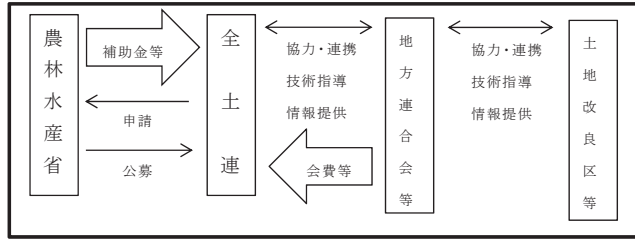
注1：各事務は、補助金、賦課金、請負代金等を財源として、横断的に実施されている。

注2：各事務で実施している補助対象事業等の名称は、以下のとおり。

- ・「会員たる各都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導」
→土地改良施設維持管理適正化事業
- ・「会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助」
→水土総合強化推進事業、土地改良施設維持管理適正化事業、被災土地改良区復興支援事業、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業、農山漁村被災者受入円滑化支援事業、農家負担金軽減支援対策事業、小水力発電施設に係る発電事業の会計調査業務(請負事業)
- ・「土地改良事業に関する調査及び研究」
→人権問題啓発推進事業、農山漁村被災者受入円滑化支援事業、小水力発電施設に係る発電事業の会計調査業務(請負事業)、土地改良専門技術者育成対策検討調査事業

注3：事業費は、該当する補助対象事業等の決算額の合計額を記載

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	47,400	47,400	47,400	47,400	0
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	47,400	47,400	47,400	47,400	0
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

注：その他出資金は、各都道府県土地改良事業団体連合会からのものであり、平成23年7月に返還。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	11,643,585	11,703,104	34,694,288	13,014,539	21,672,050	
内訳	事業収入額	7,316,934	7,187,245	7,028,640	6,695,228	11,419,992
	国等からの補助金等収入額	4,313,953	4,503,749	27,644,855	6,304,443	10,241,880
	国等との契約に基づく総収入額	12,698	12,110	20,793	14,868	10,178
	その他収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：平成21年度の「国等からの補助金等収入額」には、「土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業」に係る基金の原資として交付された20,000,000千円を含む。当該事業は、平成23年度で終了。

注2：平成23年度の「事業収入額」には、「土地改良負担金償還平準化事業」に係る基金の原資として、（財）全国土地改良資金協会から譲受された「平準化利子補給積立金」3,023,392千円を含む。

当該事業は、平成32年度で終了予定。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	優良農地確保・有効利用対策事業費補助金	農家負担金軽減支援対策事業	その他	6,782,588
	土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、意	土地改良事業の受益者負担金を償還して行っている地区		農林水産省

補助金	農業経営対策事業推進費補助金	人権問題啓発推進事業	その他	2,108
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業団体職員の人権意識の向上のための啓発活動を積極的に推進する。	① 土地改良関係職員研修会の実施（年1回） ② 啓発資料（パンフレット、DVD）の送付 ③ アンケートの実施（各都道府県土地改良事業団体連合会）		農林水産省
補助金	土地改良施設維持管理適正化事業費補助	土地改良施設維持管理適正化事業	第三者分配	3,227,503
	土地改良施設の整備補修のため、土地改良区等の資金拠出及びこれに対する地方公共団体の助成により、整備補修資金を造成し、これに国が助成することにより、整備補修を実施し、土地改良施設の機能の保持と、土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図る。	全国土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）を造成し管理運営するとともに、土地改良区等が適正化資金からの交付金を事業費の一部として、揚水機、水門等の土地改良施設の定期的な整備補修を行うもの。		農林水産省
補助金	土地改良融資事業等指導監督費補助	水士総合強化推進事業	その他	21,775
	統合整備の推進、施設管理の強化、土地利用調整機能の強化及び技術力の向上に係る対策を総合的に行うことにより、土地改良区の体制強化を図る。	① 土地改良区基盤強化事業 土地改良区の統合整備を推進するリーダー育成のための研修会を年2回開催。 ② 土地改良施設管理円滑化事業 各都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため、全国7ブロック別に検討会を開催。 ③ 土地改良換地等強化事業 換地関係異議紛争処理対策検討会を全国7ブロック別に開催。		農林水産省
補助金	優良農地確保・有効利用対策事業費補助金	農家負担金軽減支援対策事業	その他	6,782,588
	土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、意	土地改良事業の受益者負担金を償還して行っている地区		農林水産省

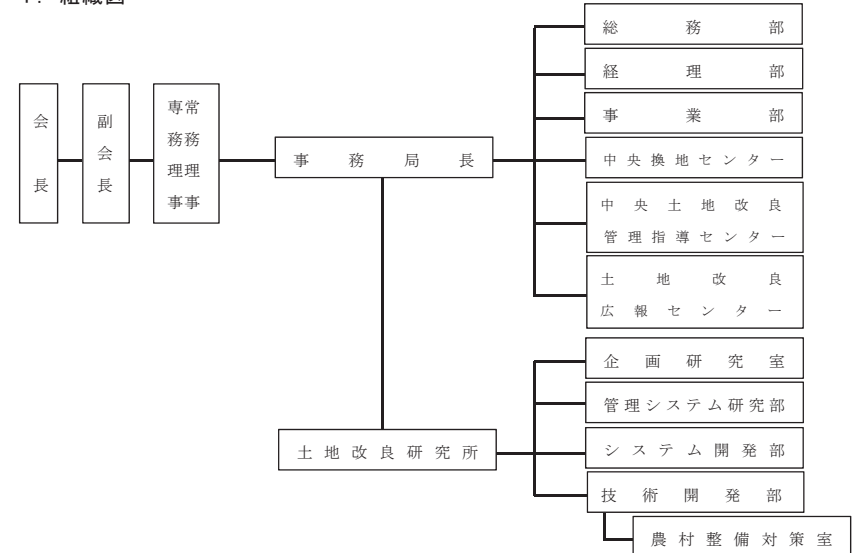
	欲と能力のある経営体への農地集積等に取り組む地域に対し土地改良事業の農家負担金の軽減と計画的償還の一層の推進を図る。	(申請主体:土地改良区、市町村)を対象として、認定を行った計画に基づき、利子助成、利子補給、資金の無利子貸付及び無利子貸付資金の回収を行う。		
補助金	優良農地確保・有効利用対策事業費補助金	東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業	57,889	
	東日本大震災により一定規模以上に被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利息に相当する額を助成し、被災農家の経済的負担の軽減を図る。	東日本大震災で被災した土地改良区を対象として、農家が安定した営農を再開できるよう、営農が再開されるまでの間、被災した受益地に係る負担金の償還利子相当額を最大3カ年助成する。		農林水産省
補助金	優良農地確保・有効利用対策事業費補助金	被災土地改良区復興支援事業	116,018	
	東日本大震災により被災した農家の負担を軽減しつつ、復旧・復興に応じた土地改良区の業務運営体制の再構築により、早期の営農再開と効率的な施設管理を確保する。	東日本大震災により被害を受けた地域の土地改良区に対し、 ① 被災土地改良区運営資金借入助成(被災した土地改良区の業務運営の維持に必要な資金の借入に対する利子が無利子となるよう助成) ② 被災土地改良区復旧支援助成(業務書類・機器等の復旧に対する支援)を行う。		農林水産省
交付金	農山漁村被災者受入円滑化支援事業交付金	農山漁村被災者受入円滑化支援事業	34,000	
	被災農家等に対して受入情報の提供をするとともに、他の地域への移転を希望する被災者農家等と受入可能な農山漁村地域とのマッチングを支援し、被災者農家等の意向を踏まえた円滑な移転の実施ための支援を行う。	・被災7県の関係機関に対して、事業の周知等を行い、実施体制を整備。 ・被災農家等に対して事業説明やパンフレット配布を行い、事業の啓発と移転希望者の問合せを促進。 ・今後の営農や移転要望の把握を行うとともに、移転希望者問合せに対応。		農林水産省

注：四捨五入の関係から、上記「3. (2) 収入の状況(各年度とも実績額)」のうち「国等からの補助金等収入額」欄の平成23年度の額と、上記表における補助金等額の合計額とは一致しない。

(国等からの委託費の状況(平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要(平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
土地改良区	・土地改良法第111条の10第2項第1号 ・定款第8条 (その施行に係る地域が2以上の都府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る地域内の土地の面積が1万ヘクタールをこえる土地改良事業を行う者)	4
都道府県土地改良事業団体連合会	・土地改良法第111条の10第2項第2号 ・定款第8条	47

6. 役員の概要(平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	4年	1人	3期	1人	0人	—
副会長	非常勤	3人以内	—	4年	2人	1期	1人	0人	—
						6期	1人	0人	—

専務理事	常勤	1人	—	4年	1人	1期	1人	1人	農村振興局長
常務理事	常勤	2人 以内	—	4年	1人	4期	1人	0人	—
理事	非常勤	12人 以上	—	4年	9人	1期	6人	1人	関東農政局 建設部次長
		15人 以内				2期	3人	0人	—
代表監事	非常勤	1人	—	4年	1人	1期	1人	0人	—
監事	非常勤	2人 又は 3人	—	4年	1人	1期	1人	0人	—

注1：理事の定数は、専務理事、常務理事、常任理事の定数を含む。

注2：監事の定数は、代表監事の定数を含む。

注3：当該法人には、役員の在任年齢に関する規程はない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	19,900	—	—	19,900
非常勤	4,840	—	—	4,840
合計	24,740	—	—	24,740

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	24人
非常勤	定数	—	
	現員	—	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

流動資産	9,022,465,665	流動負債	8,654,423,286
固定資産	31,144,742,486	固定負債	2,110,717,000
資産合計	40,167,208,151	負債合計	10,765,140,286
		正味財産	29,402,067,865
		負債及び正味財産合計額	40,167,208,151

※一般会計、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業特別会計及び平準化利子補給積立金特別会計の総括表

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日（単位：円）

科目	一般会計	特別緊急支援対策 事業特別会計	平準化利子補給 積立金	合計

		特別会計		
I 増加の部				
1 資産増加額	30,581,193,189		3,023,826,056	33,605,019,245
2 負債減少額	47,400,000	4,134,843,606	913,109,056	5,095,352,662
増加額合計	30,628,593,189	4,134,843,606	3,936,935,112	38,700,371,907
II 減少の部				
1 資産減少額	1,954,846,812	4,134,843,606	913,109,056	7,002,799,474
2 負債増加額	0	0	3,023,826,056	3,023,826,056
減少額合計	1,954,846,812	4,134,843,606	3,936,935,112	10,026,625,530
当期正味財産増加額	28,673,746,377	0	0	28,673,746,377
前期繰越正味財産額	728,321,488	0	0	728,321,488
期末正味財産額合計額	29,402,067,865	0	0	29,402,067,865

11. 重要な会計方針（平成23年度）※一般会計

1. 固定資産（償却資産）の減価償却について
什器備品（償却資産）・・・定額法による減価償却を実施している。
2. 資金の範囲について
資金の範囲には、現金、預金、未収金、未払金、預り金及び仮受金を含めることとしている。
3. 支援事業貸付金について
平成23年5月25日付け債権等譲渡契約書に基づき（財）全国土地改良資金協会より27,904,512,600円の債権を譲り受けた。

（単位：円）

H23.5.25 譲受額	H23.5.26以降 資金払出金額等	H23.5.26以降 償還金額等	当期末残高
27,904,512,600	2,606,815,000	1,690,531,700	28,820,795,900

4. 引当金の計上について
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績をもとに算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
5. 消費税等の会計処理について
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
6. 会計基準について
旧会計基準によっている。

12. 基金抛し又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし

全国食肉業務用卸協同組合連合会

1. 法人概況

所在地	東京都港区赤坂 6-13-16	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.zenniku-gyoren.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.zenniku-gyoren.or.jp/
設立根拠法	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課	
設立年月日	昭和56年5月1日	
沿革	年 月	事項
	昭和56年5月1日	ホテル、レストラン用の輸入牛肉取引量の増加に伴い、農林水産省の指導の下、各地域に設立された食肉業務用卸協同組合を会員とし（7組合）、設立。
	昭和57年	下部組合が現在の13組合となる。
事業の目的	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）のために必要な業務用食肉に関する共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること。	
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 所属員の取り扱う業務用食肉の共同購買・共同保管・販売促進のための共同展示販売 所属員のためにする業務用食肉の販売促進のための共同宣伝 会員に対する事業資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ並びに機械・装置の貸付け 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 	

2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要

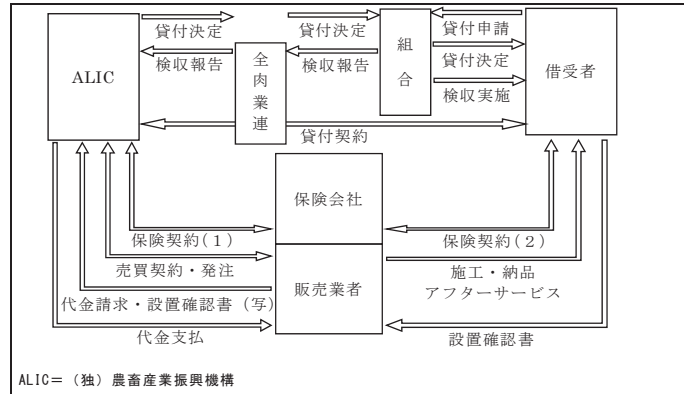
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
食肉販売合理化施設整備リース事業	財団法人畜産環境整備機構から委託を受け、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。	【新規リース】 16件 【年度末残物件】 116件 【残存価額】 135,293,905円	-	205
	・定款第7条 ・畜産高度化支援リース事業実施要領	-	-	一般勘定
食肉卸売機能強化推進事業	食肉卸売組合の卸売機能の強化を図るため、食肉流通関連制度及び食肉表示等の遵守を推進するための協議会の開催、食肉の新規取組等の実証展示等を行う。	【協議会等の開催】 全肉業連・10組合で実施 【実証展示】 13組合16商品の開発	-	55,672
	・定款第7条 ・食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱	-	-	特別会計Ⅰ
食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業	食肉卸売業者に低利資金を融通する融資機関に利子補給を行う。（※）	【借入資金の償還】 53件 51億2,300万円	-	83,783
	・定款第7条 ・食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業規程集	-	-	特別会計Ⅱ 特別会計Ⅲ
中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業	中小食肉卸売業者の運転資金や設備資金の借入の一部を保証する。	【借入件数】 29件 【債務保証金額】 24億9,440万円	-	3,307
	・定款第7条 ・中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱	-	-	特別会計Ⅳ

※利子補給（利息の支払業務）は、借入の翌年度に行う。

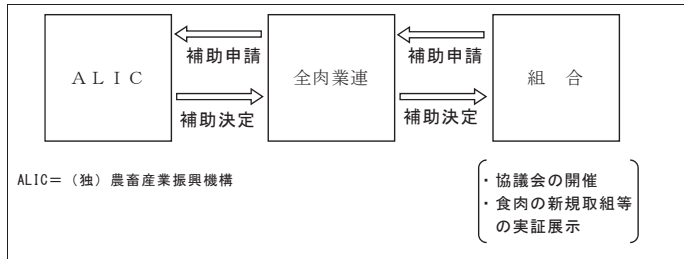
基金残額は、利子補給の翌年度に返還処理している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

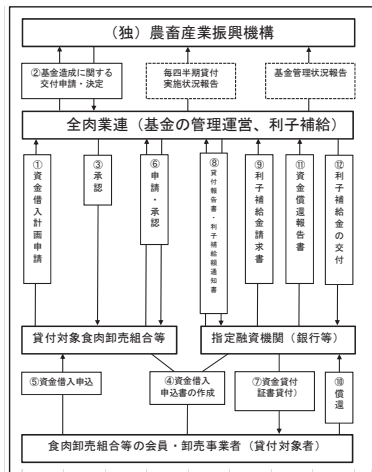
○食肉販売合理化施設整備リース事業フロー図



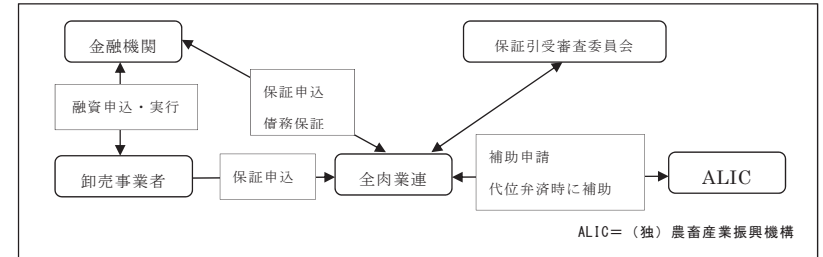
○食肉卸売機能強化推進事業フロー図



○食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業フロー図



○中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業フロー図



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	56,600	56,600	56,600	56,600	56,600
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	56,600	56,600	56,600	56,600	56,600
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	174,954	166,271	162,581	173,528	158,847	
内訳	事業収入額	31,802	30,953	29,091	28,901	26,500
	国等からの補助金等収入額	117,275	114,985	113,975	119,716	110,984
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	25,876	20,333	19,515	24,911	21,363

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

注1：事業収入額・国等からの補助金等収入額を四捨五入している関係から、総収入額と必ずしも一致しない。

注2：「食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業」は、返還精算後の額を計上している。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

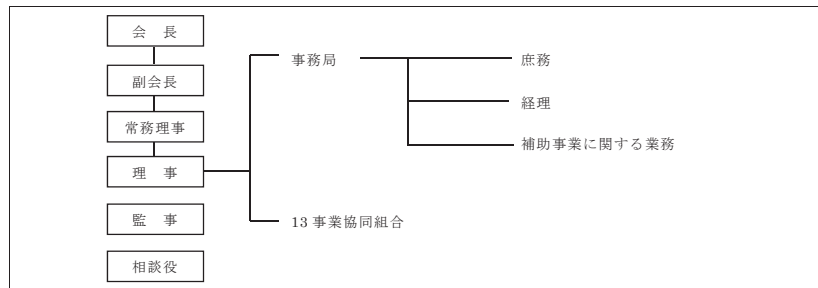
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	食肉卸売機能強化推進事業	食肉卸売機能強化推進事業	第三者分配	55,672
	食肉卸売事業者の組合が行う食肉卸売機能の強化を図るため、食肉流通関連制	食肉卸売組合の卸売機能の強化を図るため、食肉流通関連制		

	化と経営の体質強化を図るための事業に対し補助することにより、消費者への安全な食肉の供給と畜産の健全な発展に資する。	度及び食肉表示等の遵守を推進するための協議会の開催、食肉の新規取組等の実証展示を行う。		業振興機構
補助金	食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業	食肉卸売経営体質強化支援資金利子補給事業	52,005	(独)農畜産業振興機構
	食肉卸売業者の組合が行う経営体質強化を図るための低利資金を融資する融資機関に利子補給を行う事業に対し補助することにより、消費者への安全な食肉の供給と畜産の健全な発展に資する。	食肉卸売業者に低利資金を融通する融資機関に利子補給を行う。	補助金	
補助金	中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業	中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業	3,307	(独)農畜産業振興機構
	食肉卸売事業者のうち、中小企業者の運転資金や設備資金の借入れの一部を保証する事業に対し補助することにより、中小食肉卸売事業者に対する民間融資の円滑化を図り、もって国産食肉の安定供給と口蹄疫発生地域等における畜産振興に資する。	中小食肉卸売業者の運転資金や設備資金の借入れの一部を保証する。	その他	

(国等からの委託費の状況(平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要(平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
組合	・業務用食肉の販売を行う事業者で組織した事業協同組合であること。 ・本会の地区内に事務所を有すること。	13組合

6. 役員の概要(平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	-	2年	1人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
副会長	非常勤	4人以内	-	2年	3人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
						14期	1人	0人	-
常務理事	非常勤	4人	-	2年	1人	5期	1人	0人	-
専務理事	非常勤	1人	-	2年	0人	-	-	-	-
理事	非常勤	13~15人	-	2年	10人	1期	4人	0人	-
						2期	2人	0人	-
						3期	2人	0人	-
						5期	1人	0人	-
						11期	1人	0人	-
監事	非常勤	1~2人	-	2年	2人	4期	1人	0人	-
						5期	1人	0人	-
相談役	非常勤	-	-	2年	3人	1期	1人	0人	-
						3期	1人	0人	-
						8期	1人	0人	-

注: 会長、副会長、専務理事及び常務理事の定数は、理事の定数の内数。

7. 役員報酬の支給総額(平成23年度)

報酬の支給実績なし(無報酬)

8. 職員数(平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	-
		現員	3人
非常勤	定数	-	
	現員	-	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

流動資産	85,119,061	流動負債	741,264
固定資産	88,365,777	固定負債	6,500,000
資産合計	173,484,838	負債合計	7,421,264
		出資金	56,600,000
		法定準備金	45,050,000
		剰余金	64,593,574
		資本合計	166,243,574
		負債及び資本合計	173,484,838

前期繰越損失	40,871,338
当期末処理損失	43,258,596

11. 重要な会計方針等（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

10. 損益計算書（平成23年度（経常損益の部））

損 益 計 算 書

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

（単位：円）

科目	金額	
【純売上高】		
リース受取手数料	462,545	462,545
売上総利益		462,545
【販売費及び管理費】		
販売費及び管理費		24,033,078
営業損失		23,570,533
【営業外収益】		
受取利息	16,202	
受取配当金	1,624,000	
賦課金	19,723,073	
		21,363,275
【営業外費用】		
経常損失		2,207,258
【特別損失】		
税引前当期損失		2,207,258
法人税、住民税 及び事業税		180,000
当期純損失		2,387,258

日本商品先物取引協会

1. 法人概況

所在地	東京都中央区日本橋小網町9-4	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.nisshokyo.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.nisshokyo.or.jp/profile/yosan_kessan.html
設立根拠法	商品先物取引法（昭和25年法律第239号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	農林水産省 食料産業局商品取引グループ 経済産業省 商務情報政策局商務流通保安グループ商取引監督課	
設立年月日	平成11年4月1日	
沿革	年 月	事項
	平成3年5月 平成11年4月	社団法人日本商品取引員協会 設立 会員は商品取引所法に基づき許可を受けた商品取引員である。改正商品取引所法の施行に伴い、民法上の社団法人から商品取引所法上の認可法人に改組、名称を「日本商品先物取引協会」に変更する。
	平成23年1月	商品先物取引法の施行に伴い、従来の国内商品市場取引を行う商品先物取引業者に加え、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う商品先物取引業者が会員となる。
事業の目的	会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、委託者等の保護を図る。	
主な事務・事業の内容		
(1)	会員又は商品先物取引仲介業者が商品先物取引業務を行うに当たり、法その他の関係法令を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の事業	
(2)	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関し、顧客の保護を図るために必要な会員に対する指導、勧告その他の事業	
(3)	会員に対する監査	
(4)	法その他の関係法令又は本会の定款等に違反した会員に対する制裁	
(5)	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客からの苦情の解決	
(6)	商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争を解決するためのあっせん及び調停	
(7)	法第206条第1項（法第240条の11の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務	
(8)	外務員資格試験の実施	
(9)	会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（個人である商品先物取引仲介業者を含む。）に対する研修等その資質の向上を図る事業	
(10)	会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業	
(11)	会員又は商品先物取引仲介業者の行う法第2条第15項に定める商品デリバティブ取引等に係る損失補てん等に関する事業	
(12)	上記に付帯する事業及びその他本会の目的を達成するために必要な事業	

2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要

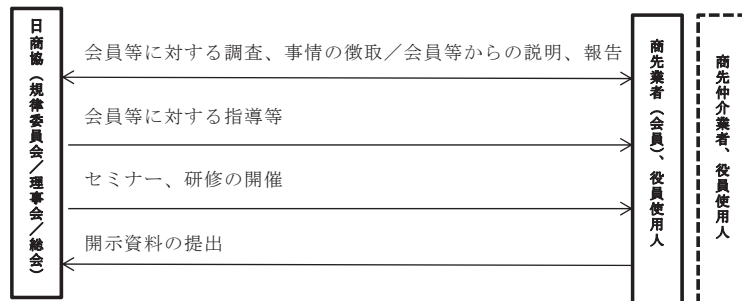
事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
会員の商品先物取引業務に対する指導等	会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務について、商品先物取引法その他関係法令を遵守させ、顧客の保護を図るために、会員に対する指導等を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第1号、第2号、第52条	(平成23年度) 10件の苦情について会員6社に対して指導を実施。 -	-	261,546 (※)
会員に対する監査	監査規則に基づいて会員に対して必要に応じて随時監査を実施。監査結果に基づき会員に対して指導等を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第3号、第53条	(平成23年度) 1社（特定監査1社） -	-	261,546 (※)
会員に対する制裁	会員又は会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が、法令等若しくは本会の定款・規則に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、制裁（①譴責、②過怠金の賦課、③会員の権利の停止又は制限、④除名）を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第4号、第55条	(直近の実績) 平成21年度 譴責：2社 過怠金：4社（300万円、2,000万円、2,500万円、3,000万円） -	-	261,546 (※)
苦情の解決	会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客等からの相談に応じるとともに、苦情を受けその円滑な解決を図る。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第5号、第58条	(平成23年度) 相談：868件 苦情：60件 -	-	261,546 (※)
紛争の解決	商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者と顧客との間における紛争が生じた場合には、仲介（あっせん・調停）を実施。 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第6号、第59条	(平成23年度) 紛争：27件 -	有	261,546 (※)
外務員の登録	商品先物取引法第206条に基づき、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が行う商品デリバティブ取引に係る外務員に関する登録事務を実施。 商品先物取引法第206条第1項 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第7号、第65条	(平成23年度) 登録：28,208人 -	有	27,836
役員使用人等の処分等	会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人等に対し、指導、勧告、処分を実施。 商品先物取引法第206条第1項 日本商品先物取引協会定款第6条第1項第7号、第52条	(平成23年度) 職務の停止：1人（2か月） -	-	261,546 (※)
外務員資格試験	商品先物取引法第200条第1	(平成23年度)	有	261,546 (※)

	項に規定する外務員の資格を取得しようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施。	受験者数：444人 合格者数：393人		
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第8号、第68条	—	—	—
登録更新講習	外務員の登録の有効期限の満了により登録の更新を受けようとする者等に対し、専門知識、商業倫理等、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的として更新講習を実施。	(平成23年度) 受講者数 更新：195人 再登録：341人	有	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第9号、第67条	—	—	—
上級外務員認定制度	登録外務員のうち優秀な者を上級外務員として認定。 (平成23年1月1日の現行法施行に伴い、22年度以降の新規認定を休止。)	平成25年1月1日現在の認定者数：5社15人	有	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第9号、上級外務員認定規則	—	—	—
会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業	会員が商品先物取引法第221条に基づいて積み立てる商品取引責任準備金について、これらが適正に運営されるよう、商品取引責任準備金の積立て等に関する規則を制定。	(平成23年度) 商品取引責任準備金の取崩しに係る承認：32件	—	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第10号、第64条	—	—	—
商品取引事故の確認等の手続き	商品先物取引法第214条の3第3項に基づき、商品先物取引業者が商品取引事故による損失を補てんする場合、主務大臣の確認等を受けるが、会員である商品先物取引業者は本会を経由して主務大臣に対する申請書類等を提出する。	(平成23年度) ○主務大臣への事故確認申請：7件 ○主務大臣への事後報告：219件 ○本会への事故報告：180件	— (平成23年度まで徴収していたが、24年度以降廃止)	261,546 (※)
	日本商品先物取引協定会定款第6条第1項第11号	—	—	—

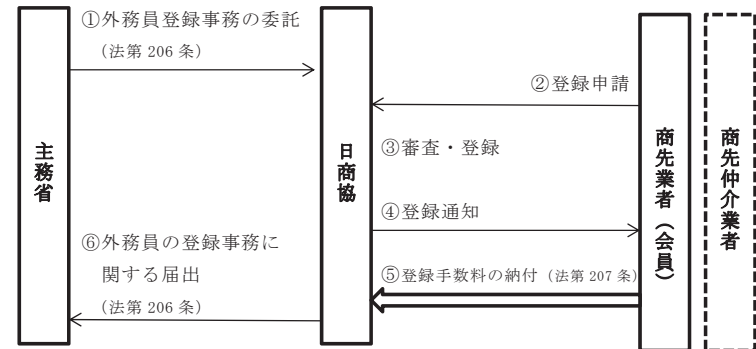
※ 事業費は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載。ただし、外務員登録事務については実務レベルで事業費を算出。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 会員の商品先物取引業務に対する指導等



② 外務員の登録



※ 事務・事業のうち、2つ記載。

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	111,169	113,135	84,448	133,361	480,728
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	111,169	113,135	84,448	133,361	480,728
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	781,474	524,164	528,005	608,854	368,368	
内 訳	事業収入額	779,122	524,164	504,500	598,389	357,476
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	2,352	0	23,505	10,465	10,892

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。
※総収入額は、平成22年度までは公益法人会計基準の昭和60年改正基準、平成23年度は同基準の平成20年改正基準で計算。

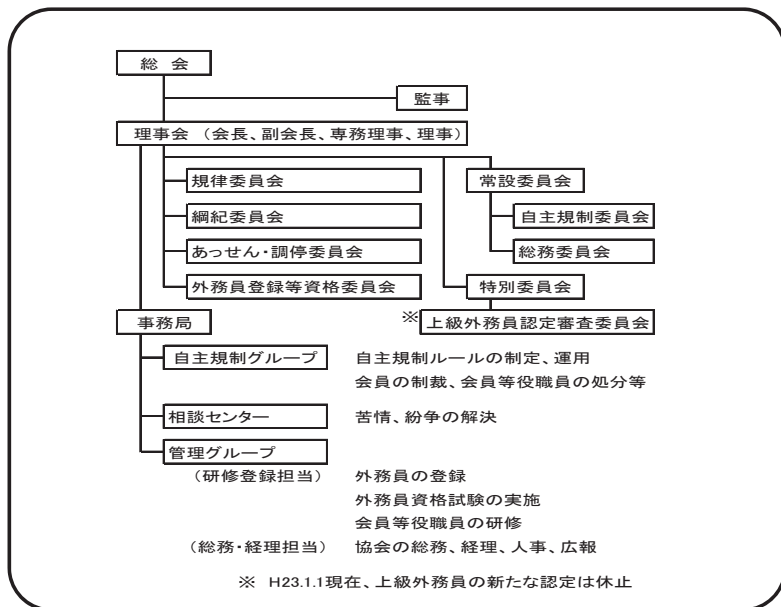
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
会員	商品先物取引業者	57社

6. 役職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)※2	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1	—	2年	1人	5期	1人	0人	—
副会長	常勤	—	原則70歳	2年	1人	4期	1人	1人	近畿中国森林管理局長
	非常勤	11人以上	—	—	1人	7期	1人	0人	—
専務理事	非常勤	15人以内(※1)	—	2年	1人	2期	1人	1人	経済産業省大臣官房審議官
理事	非常勤	—	—	2年	10人	1期	3人	0人	—
						2期	2人	1人	通商産業省産業政策局長
						4期	3人	0人	—
						5期	1人	0人	—
						7期	1人	0人	—
						1期	2人	0人	—
						2期	0人	0人	—
監事	非常勤	3人	原則70歳	2年	3人	1期	2人	0人	—
						2期	0人	0人	—
						3期	1人	0人	—

※1 会長(1人)、副会長(2人以内)、専務理事(1人)は理事の中から互選する。

※2 役員(商品取引所及び商品先物取引業界に關係のある団体の役員のうちから選任される役員並びに会長が特に選定した先物取引について学識経験を有する者のうちから選任される役員を除く。)を選任するときは、満70歳以上の者を選任しない(特別な事情があるときはこの限りでない)。在任中に満70歳に達した役員は、その日以後における最初の役員改選を伴う通常総会の日に退任。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	15,113	—	—	15,113
非常勤	3,960	—	—	3,960
合計	19,073	—	—	19,073

(単位:千円)

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	現員
非常勤	—	—	0人

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

科目	当年度金額	前年度金額	差異
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	67,301,459	86,551,149	△19,249,690
未収利息	0	54,166	△54,166
流動資産合計	67,301,459	86,605,315	△19,303,856
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	197,812,604	177,603,901	20,208,703
運営準備積立資産	297,686,899	207,686,899	90,000,000
システム更新等準備積立資産	78,705,000	70,000,000	8,705,000
特定資産合計	574,204,503	455,290,800	118,913,703
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	15,641,675	22,248,275	△6,606,600
什器備品	5,270,265	0	5,270,265
リース資産	4,150,125	0	4,150,125
敷金保証金	16,693,248	25,039,872	△8,346,624
その他固定資産合計	41,755,313	47,288,147	△5,532,834
固定資産合計	615,959,816	502,578,947	113,380,869
資産合計	683,261,275	589,184,262	94,077,013
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	570,668	532,900	37,768
リース債務	1,861,230	0	1,861,230
流動負債合計	2,431,898	532,900	1,898,998
2. 固定負債			
リース債務	2,288,895	0	2,288,895
退職給付引当金	153,587,604	138,728,901	14,858,703
役員退職慰労引当金	44,225,000	38,875,000	5,350,000
運営準備金(一般口)	0	207,686,899	△207,686,899
システム更新等準備金	0	70,000,000	△70,000,000
固定負債合計	200,101,499	455,290,800	△255,189,301
負債合計	202,533,397	455,823,700	△253,290,303

(単位:円)

III 正味財産の部			
1. 一般正味財産 (うち特定資産への充当額)	480,727,878 (376,391,899)	133,360,562	347,367,316 (376,391,899)
正味財産合計	480,727,878	133,360,562	347,367,316
負債及び正味財産合計	683,261,275	589,184,262	94,077,013

10. 正味財産増減計算書（平成23年度）

(単位：円)			
科目	当年度金額	前年度金額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	120,519	0	120,519
特定資産受取利息	120,519	0	120,519
受取入金	6,000,000	23,000,000	△17,000,000
入会金	6,000,000	23,000,000	△17,000,000
受取会費	311,435,485	557,627,844	△246,192,359
定額会費	164,617,484	—	164,617,484
比例会費	146,818,001	—	146,818,001
事業収益	39,838,800	17,270,100	22,568,700
事故確認手数料	280,000	440,000	△160,000
あっせん調停手数料	2,255,000	3,420,000	△1,165,000
受講・受験料	8,956,800	10,190,400	△1,233,600
外務員登録料	28,347,000	3,219,700	25,127,300
雑収益	81,060	491,450	△410,390
その他雑収益	81,060	491,450	△410,390
退職給付引当金取崩額	—	139,843,116	△139,843,116
運営準備金取崩額（過剰金口）	—	53,000,000	△53,000,000
経常収益計	357,475,864	791,232,510	△433,756,646
(2) 経常費用			
事業費	218,081,369	281,004,808	△62,923,439
自主規制業務費	5,832,815	—	5,832,815
紛争・処理等業務費	4,665,665	—	4,665,665
試験・登録事業費	4,723,891	—	4,723,891
広報実施費	1,132,575	—	1,132,575
事務所賃料	10,954,944	—	10,954,944
職員給与	141,485,171	—	141,485,171
その他業務管理費	9,094,615	—	9,094,615
システム等更新費	2,835,000	—	2,835,000
退職給付費用	14,438,384	—	14,438,384
役員報酬	14,506,875	—	14,506,875
ソフトウェア減価償却費	6,606,600	—	6,606,600
什器備品減価償却費	94,867	—	94,867
リース資産減価償却費	1,709,967	—	1,709,967
管理費	72,259,540	260,114,637	△187,855,097
総会・委員会費	2,436,119	—	2,436,119
事務所賃料	10,954,944	—	10,954,944
職員給与	28,580,417	—	28,580,417
退職給付費用	8,582,167	—	8,582,167
役員報酬	4,956,165	—	4,956,165
その他業務管理費	16,575,102	—	16,575,102
什器備品減価償却費	94,868	—	94,868
リース資産減価償却費	79,758	—	79,758
ソフトウェア減価償却額	—	3,867,850	△3,867,850
退職給付引当金繰入額	—	34,227,921	△34,227,921
運営準備金（一般口）繰入額	—	93,000,000	△93,000,000

システム更新等準備金繰入額	—	70,000,000	△70,000,000
経常費用計	290,340,909	742,215,216	△451,874,307
当期経常増減額	67,134,955	49,017,294	18,117,661
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他収入	2,545,462	0	2,545,462
運営準備金戻入額	207,686,899	—	207,686,899
システム更新等準備金戻入額	70,000,000	—	70,000,000
経常外収益計	280,232,361	0	280,232,361
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	0	104,920	△104,920
経常外費用計	0	104,920	△104,920
当期経常外費用増減額	280,232,361	△104,920	280,337,281
当期一般正味財産増減額	347,367,316	48,912,374	298,454,942
一般正味財産期首残高	133,360,562	84,448,188	48,912,374
一般正味財産期末残高	480,727,878	133,360,562	347,367,316
II 正味財産期末残高	480,727,878	133,360,562	347,367,316

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 公益法人会計基準
当事業年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)を適用している。なお、前事業年度の財務諸表は改正前の「公益法人会計基準」に基づいて作成している。
- (2) 有価証券の評価基準および評価方法
満期保有目的の債券
取得原価法によっている。ただし、債券金額と異なる価格で取得した債券で、当該差額が金利の調整と認められるものは償却原価法（定額法）によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
什器備品
定率法による減価償却を実施している。
 - ② 無形固定資産
ソフトウェア
重要なソフトウェア開発費については、利用可能期間（5年）に基づき定額法による減価償却を実施している。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数として、残存価格を零として算定する定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準について
 - ① 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため中小企業退職金共済制度に加入している。職員に対する期末退職給付の要支給額のうち、当該共済制度より支給される金額を控除した金額を計上している。
 - ② 役員退職慰労引当金
役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。
- (6) 資金の範囲について
資金の範囲には、現金・預金、未収収益、未収金・未払金及び立替金・預り金を含めることにしている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

- (1) 基金拠出を行っているもの
該当なし
- (2) 出資を行っているもの
該当なし

全国石油商業組合連合会

1. 法人概況

所在地	東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.zensekiren.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.zensekiren.or.jp/02soshiki/0204
設立根拠法	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省（担当課）	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油流通課	
設立年月日	昭和38年11月20日	
沿革	年 月	事項
	平成13年3月	中小企業団体の組織に関する法律の改正により「調整事業」が廃止されたことに伴い、事業等関連項目について定款変更
	平成15年4月	旧中小企業近代化促進法に基づく「構造改善計画」の終了及び土壌汚染対策法の施行に伴い、事業等関連項目について定款変更
事業の目的	(1) 会員たる石油商業組合の事業についての指導及び連絡 (2) 会員及びその所属員である石油製品販売業に関する指導及び教育 (3) 石油製品販売業に関する情報又は資料の収集及び提供 (4) 石油製品販売業に関する調査研究 (5) 構造改善事業の推進・指導等に関する事業 (6) 所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新規商品若しくは新技術の開発又は需要の開拓に関する調査 (7) 所属員の環境対策に関する事業 (8) その他、各号に附帯する事業	
主な事務・事業の内容	石油製品販売業者の健全な発展と消費者の利益保護を目的に以下事業を行う (1) 経営革新支援事業 S Sの次世代化促進のための情報収集・提供、人材育成、安全対策推進など (2) 流通適正化対策事業 元売・販売業者間の連携や需要減少下の収益確保対策等の検討など (3) 流通環境整備対策事業 国の石油流通施策や石油税制等に対する意見・要望の具申や、ガソリンの流通実態を踏まえた公正・透明な競争環境整備の検討など (4) 国庫補助事業 環境対応型石油製品販売業支援事業など各種国庫補助事業の遂行 (5) 機関紙事業 機関紙「ぜんせき」の発行など (6) その他 組合財政基盤の強化に関する検討（組織強化対策事業）、会員間及び関係業界との情報交換のための懇談会等開催（教育情報事業）など	

2. 事務・事業の概要等

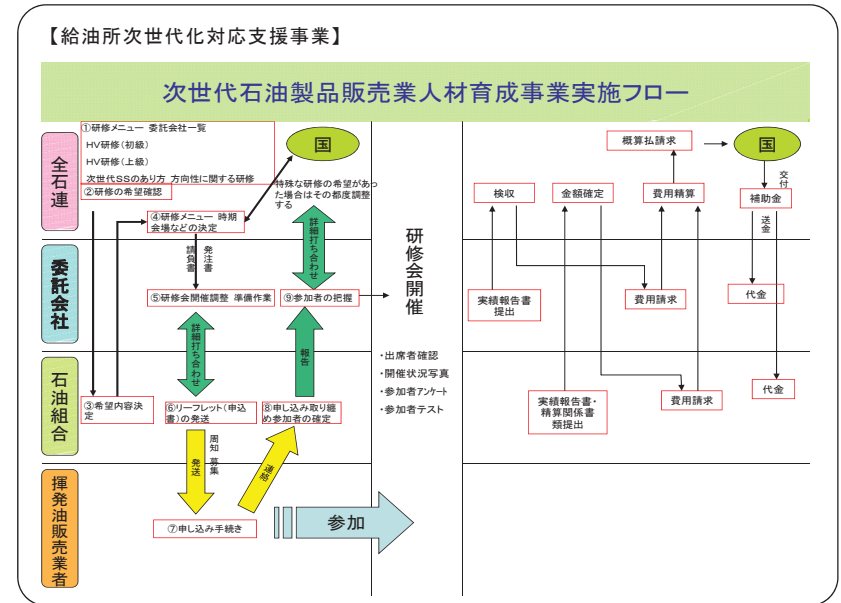
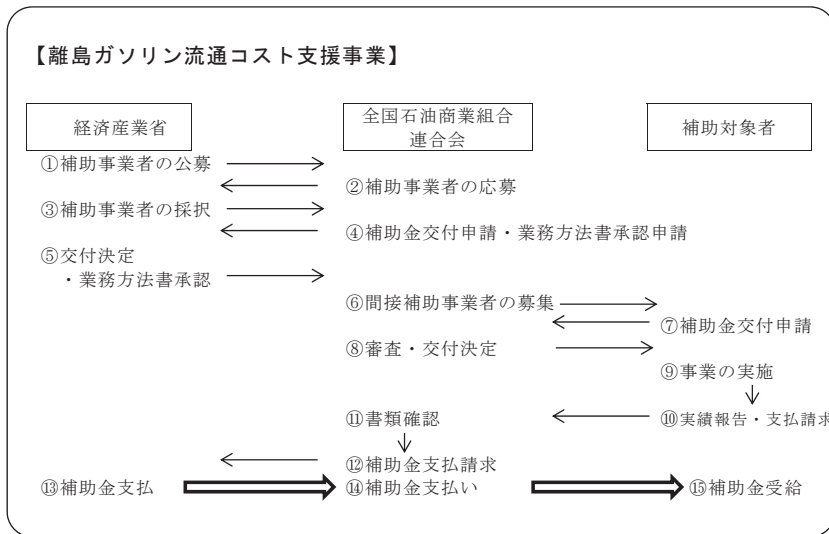
(1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要		手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
給油所次世代化対応支援事業	民間団体等が揮発油販売業者に対して行う人材育成研修事業に要する費用を補助することにより、石油製品の安定供給確保を図る。	（平成23年度実績） 研修会 計276回	-	474,278
	定款第7条第1項第2号	-	-	給油所次世代化対応支援事業
環境対応型石油製品販売業支援事業	1 環境対応型石油製品販売業支援 ①土壌汚染検知検査事業 ②地下埋設タンク・配管二次検査補助事業 ③油含有土壌等除去補助事業 2 給油設備安全点検支援 被災地域等に対して、平成23年3月11日から4月16日までの間に発生した地震に係る地下タンク等の漏れの点検に要した費用を補助。	（平成23年度実績） 1 環境対応型石油製品販売業支援 ①土壌汚染検知検査：4,291件 ②二次検査：10件 ③漏えい検査管、ボーリング、油含有土壌：0件 2 給油設備安全点検支援事業：1,100件	-	471,277
	定款第7条第1項第7号	-	-	環境対応型石油製品販売業支援事業及び給油設備安全点検支援事業
石油製品流通網維持強化事業	1 燃料供給不安定地域対策事業 過疎地域等における燃料安定供給の具体的対策を検討するための実証事業を行い、設備費等の経費を補助する事業。 2 緊急時安定供給拠点整備事業 自家発電設備と給水設備を設置した給油所を配置・整備する経費に対し補助金を交付する事業。	（平成23年度実績） 1 燃料供給不安定地域対策事業 実施数：4地区 2 緊急時安定供給拠点整備事業 実施数：66給油所	-	157,100
	定款第7条第1項第5号	-	-	緊急時安定供給拠点整備事業及び燃料供給不安定地域対策事業
被災地災害対応型中核給油所等整備事業	自家発電設備の設置等、石油販売業者が行う石油製品の供給拠点の災害対応能力を強化する取組に要する経費に対し補助金を交付する事業。 ①中核給油所整備事業 ②小口燃料配送拠点整備事業 ③通常災害対応型給油所整備事業	（平成23年度実績） 事業継続中のため平成24年12月までの実績 実施件数： ①中核給油所整備事業 80件 ②小口燃料配送拠点整備事業 20件 ③通常災害対応型給油所整備事業 40件	-	4,553

	定款第7条第1項第5号	-	被災地災害対応型中核給油所等整備事業
離島ガソリン流通コスト支援事業	本土と架橋されていない有人離島176島においてガソリンを販売している事業者等を対象として事業を実施。 ①離島ガソリン流通コスト支援事業 ②離島ガソリンスタンド等支援事業 ③周知委託事業	(平成23年度実績) 実施数: ①ガソリン流通コスト支援事業 690店 ②離島ガソリンスタンド等支援事業 504店、825件 ③周知委託事業 690店	1,239,165
	定款第7条第1項第5号	-	離島ガソリン流通コスト支援事業

※ 法人において内部業務として分類している事務・事業については記載省略。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



※ 主な事務・事業のうち、事業費が高い順に2つ記載。

3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
其他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,056,926	2,238,806	3,157,388	1,928,158	2,927,259	
内訳	事業収入額	832,936	833,154	810,754	770,189	763,239
	国等からの補助金等収入額	1,223,991	1,405,652	2,346,635	1,157,969	2,164,020
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	其他収入額	-	-	-	-	-

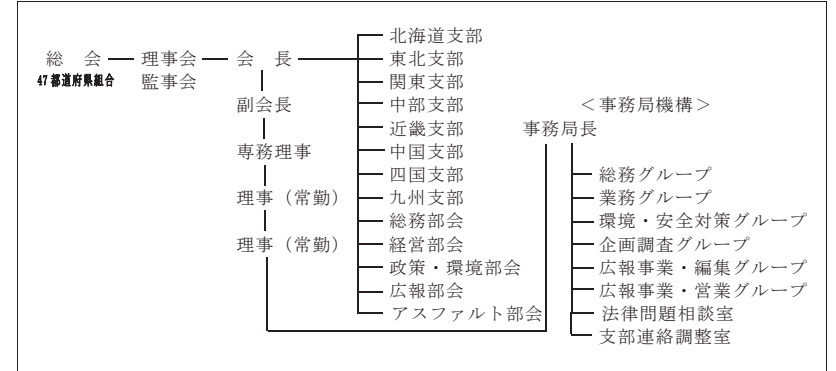
※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補助給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

区分	補助金等の名称	補助対象事業の名称	事業の性質	金額(千円) 交付府省名
	補助等の目的	補助対象事業の内容		
補助金	次世代石油製品販売業人材育成事業	次世代石油製品販売業人材育成事業	その他	474,227
	揮発油販売業者に対して人材育成研修事業を行うことで、中長期的に石油製品販売業の経営基盤の強化を図り、もって石油製品の安定供給確保を図る。	研修会開催事業 ①次世代自動車の構造及び低圧電気取扱研修(初級編) ②次世代自動車の構造及び車検対応研修(上級編) ③次世代SSのあり方・方向性に関する研修		経済産業省
補助金	環境対応型石油製品販売業支援事業	環境対応型石油製品販売業支援事業	第三者分配	288,339
	揮発油販売活動に伴い不可避免的に引き起こすおそれのある土壌汚染に対し、未然防止及び早期対策を促すことにより、給油所周辺地域との環境調和を確保するとともに、石油製品の安定供給の確保を図る。	①土壌汚染検知検査補助事業 ②地下埋設タンク・配管二次検査補助事業 ③漏えい検査管採取物調査補助事業 ④ボーリング調査補助事業 ⑤油含有土壌等除去補助事業		経済産業省
補助金	石油製品流通網維持強化事業	石油製品流通網維持強化事業	第三者分配	0 (※翌年度に繰り越しを行っているため、23年度に確定は行っていない)
	1 燃料供給不安地域対策事業 中山間地域における安定供給対策の取組を支援するため。 2 緊急時安定供給拠点整備事業 災害等緊急時に緊急車輛や重要施設等へ石油製品を安定的に供給するため。	1 燃料供給不安地域対策事業 過疎地域等における燃料安定供給の具体的対策を検討するための実証事業を行い、当該実証事業に要する経費を補助する事業。 2 緊急時安定供給拠点整備事業 自家発電設備等を整備する事業に要する経費に対し補助金を交付する事業。		経済産業省
補助金	給油設備安全点検支援事業 東日本大震災又はこれに伴う津波等により被害を受けた区域に存する揮発油販売業者が、給油所内の安全を確認し、石油製品の安定供給の確保を図る。	給油設備安全点検支援事業 地下貯蔵タンク等の漏えい点検事業	第三者分配	181,092
	被災地域災害対応型中核給油所等整備事業	被災地域災害対応型中核給油所等整備事業		0 (※翌年度に繰り越しを行っているため、23年度に確定は行っていない)
補助金	SS事業者の殆どが中小零細業者であり自力で設備を設置するとなると災害対応能力を強化したSSの普及は実現できないため国庫補助を必要とする。	東日本大震災の被災地域の石油製品の安定的な供給の確保を図るため、石油製品の供給拠点の災害対応能力を強化する取組に要する経費に対し補助金を交付する事業。	第三者分配	0 (※翌年度に繰り越しを行っているため、23年度に確定は行っていない)
	離島ガソリン流通コスト支援事業	離島ガソリン流通コスト支援事業 離島の消費者に対してガソリンを販売している事業者に対し、ガソリンを値引販売する場合にその値引額を助成し、また、石油製品販売業の合理化に資する設備の導入等に要する経費を助成する事業。		27人以上32人以内(※1)
補助金	本土と比べて割高な離島のガソリン価格を実質的に引き下げ、また、安定供給体制の確保を図る。	離島ガソリン流通コスト支援事業	第三者分配	1,220,362
				2人又は3人

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))
該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
都道府県石油商業組合	石油製品の販売を資格事業とし、都道府県の区域を地区として設立された石油商業組合	47 組合

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1	27	2年	1人	8期	1人	0人	-
副会長	非常勤	1	27	2年	5人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
						3期	1人	0人	-
						4期	1人	0人	-
						5期	1人	0人	-
副会長・専務理事	常勤	1	27	2年	1人	1期	1人	1人	特許庁審査第一部長
						2期	1人	0人	-
理事	常勤	2	27	2年	2人	1期	1人	0人	-
						2期	1人	0人	-
						3期	1人	0人	-
	非常勤	20	27	2年	20人	1期	7人	0人	-
						2期	7人	0人	-
						3期	6人	0人	-
監事	非常勤	2人又は3人	27	2年	3人	1期	1人	1人	国税庁東京国税局麹町税務署長
						2期	1人	0人	-
						3期	1人	0人	-

※1 会長(1人)、副会長(7人)、専務理事(1人)、常務理事(1人又は2人)は理事会において選任。
※2 役員の在任年齢(定年)については、規定なし。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	23,874	-	-	23,874
非常勤	378	-	-	378
合計	24,252	-	-	24,252

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	40人
	非常勤	定数	—
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度）

（一資産の部）		（二負債の部）	
円		円	
I【流動資産】		I【流動負債】	
1. 現金	1,091,769	1. 未払金	17,221,685
2. 当座預金	8,222,969	2. 預り金	9,124,909
3. 普通預金	248,038,559	流動負債計	26,346,594
4. 受取手形	340,000		
5. 未収金	88,027,261	II【固定負債】	
6. 前払費用	809,680	1. 役員退職慰労引当金	31,460,000
流動資産計	346,530,238	固定負債計	31,460,000
II【固定資産】			
1. 無形固定資産			
(1) 電話加入権	2,068,120		
(2) ソフトウェア	4,410,000		
無形固定資産計	6,478,120		
2. 外部出資その他の資産			
(1) 差入敷金	100,600,000		
外部出資その他の資産計	100,600,000		
固定資産計	107,078,120		
		負債合計	57,806,594
		（三正味資産の部）	
		I【正味資産】	
		1. 資本金	213,000,000
		2. 当期末処分剰余金	182,801,764
		当期純利益金額	26,731,614
		前期繰越剰余金	156,070,150
		正味資産合計	395,801,764
資産合計	453,608,358	負債及び正味資産合計	453,608,358

10. 損益計算書（平成23年度）

費用の部		収益の部	
円		円	
（三 事業費用の部）		（一 事業収益の部）	
I 事業費		I 購読料収入	24,228,877
1. 経営革新支援事業費	8,124,079	II 広報賛助金収入	67,104,742
2. 流通適正化対策費 （経営部会関連）	16,496,495	III 委託費受入	13,031,550
3. 流通環境整備対策費 （政策環境部会関連）	13,207,442	IV W E B 会費	11,720,100
4. 対外広報事業費	13,663,252	事業収益合計	116,085,269
5. 補助金交付金	32,533,036	（二 賦課金等収入の部）	
6. 軽油特別交付金	53,562,000	IV 賦課金収入	
7. 教育情報事業費	44,759,625	1. 一般賦課金収入	216,000,000
8. 会議費	14,912,017	2. 情報賦課金収入	222,374,107
9. 関係団体負担金	7,235,500	3. アスファルト賦課金収入	2,500,000
10. 広報事業費	224,132,144	賦課金収入計	440,874,107
11. アスファルト事業費	3,234,410	V 負担金受入	
		1. 教育情報費受入	30,000,000
		2. アスファルト補助金収入	1,700,000
		負担金受入計	31,700,000
事業費合計	431,860,000	賦課金等収入合計	472,574,107
事業総利益金額	156,799,376		

（四 一般管理費の部）			
II 一般管理費			
1. 人件費			
(1) 役員報酬	23,874,000		
(2) 員外監事報酬	378,000		
(3) 職員給料	184,850,270		
(4) 退職給付費用	11,800,671		
(5) 退職金	2,648,941		
(6) 法定福利費	39,450,758		
(7) 福利厚生費	3,449,168		
人件費計	266,451,808		
2. 業務費			
(1) 新聞図書費	1,294,197		
(2) 交通費	8,669,390		
(3) 通信費	5,720,543		
(4) 消耗品費	1,272,467		
(5) 印刷費	7,338,433		
(6) 交際費	413,767		
(7) 賃借料	3,822,000		
(8) 会館管理費	5,254,080		
(9) 車輛費	1,258,500		
(10) コンピューター関係費	3,452,331		
(11) 事務手数料	9,580,509		
(12) 減価償却費	315,000		
(13) 雑費	1,201,945		
業務費計	49,593,162		
3. 諸税負担金			
(1) 租税公課	9,213,400		
諸税負担金計	9,213,400		
一般管理費計	325,258,370		
事業損失金額	▲168,458,994		
（六 事業外費用の部）			
III 事業外費用			
1. 国庫補助事業費	2,346,371,998		
2. 雑損失	49		
事業外費用合計	2,346,372,047		
経常利益金額	8,531,614		
（五 事業外収益の部）			
VI 事業活動分担金受入			114,858,000
VII 軽油特別協力金収入			58,600,000
VIII 会費収入			850,000
IX 国庫補助金収入			2,348,783,190
X 受取利息			
1. 一般部門利息			56,075
2. 広報事業部門利息			9,925
3. アスファルト部門利息			700
受取利息計			66,700
XI 雑収入			204,765
事業外収益合計			2,523,362,655
（七 特別利益の部）			
XII 前期繰越金戻入			
1. 一般部門			0
2. 広報事業部門			17,000,000
3. アスファルト部門			1,200,000
特別利益合計			18,200,000
当期純利益金額	26,731,614		
合計	3,130,222,031	合計	3,130,222,031

11. 重要な会計方針（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

(4) そ の 他

損害保険料率算出機構

1. 法人概況

所在地	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.giroj.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.giroj.or.jp/about/zaihyo.html
設立根拠法	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	
その他、事務・事業に関する法律	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）	
	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）	
所管府省（担当課）	金融庁監督局保険課	
設立年月日	昭和39年1月8日	
沿革	年 月	事項
	昭和23年11月	損害保険料率算定会設立
	昭和39年1月 平成14年7月	自動車保険料率算定会設立 両算定会が統合し、損害保険料率算出機構として業務開始
事業の目的	損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護すること	
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・参考純率と基準料率の算出・提供 ・自賠責保険の損害調査 	

2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
自賠責保険事業	① 自賠責保険の基準料率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 自賠責保険の基準料率の算出及び金融庁長官への届出 ③ 自賠責保険（共済）への請求に対する損害調査	（平成23年度） ① 報告件数 1回 ② 当該年度実績無し ③ 調査件数 約132万件	-	20,676,499
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第2号、同条第	-	-	一般会計

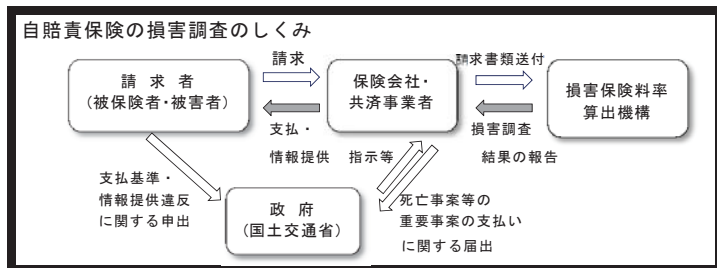
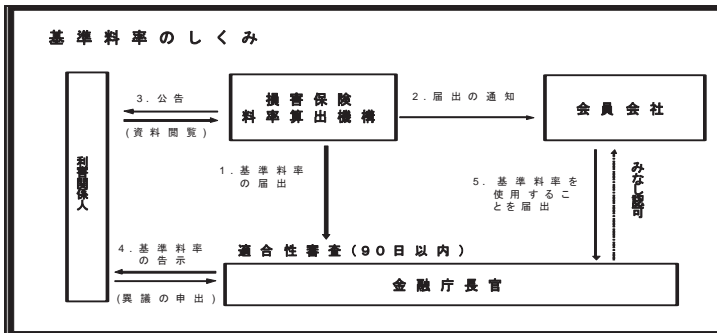
火災保険事業	2項第3号	（平成23年度） ① 報告件数 1回 ② 当該年度実績無し	-	996,017
	① 火災保険の参考純率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 火災保険の参考純率の算出及び金融庁長官への届出			-
傷害・介護保険事業	① 傷害保険の参考純率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 傷害保険・介護費用保険の参考純率の算出及び金融庁長官への届出	（平成23年度） ① 報告件数 1回 ② 当該年度実績無し	-	493,926
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第1号			-
自動車保険事業	① 自動車保険の参考純率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 自動車保険の参考純率の算出及び金融庁長官への届出	（平成23年度） ① 参考純率水準検証結果報告件数 1回 ② 参考純率の算出及び届出件数 1回	-	1,196,138
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第1号			-
地震保険事業	① 地震保険の基準料率の料率水準の検証及び報告徴収に基づく金融庁長官への検証結果報告 ② 地震保険の基準料率の算出及び金融庁長官への届出	（平成23年度） ① 基準料率水準検証結果報告件数 1回 ② 当該年度実績無し	-	398,450
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第1項第2号			-
保障事業	政府保障事業（自動車損	（平成23年度）	-	363,068

	害賠償保障法第71条に基づく、ひき逃げ、無保険車による自動車事故被害者の救済)に関し、国土交通省から保険会社が受託した事業のうち、保険会社からの再委託に基づく損害調査を実施	政府保障事業の個別事案に係る損害調査件数 約2,000件		
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第2項第3号	—		一般会計
情報提供事業	委託者の依頼に基づく各種情報提供	(平成23年度)各種情報提供のうち、コンサルティングサービスの実施受託件数83件	有	121,489
	損害保険料率算出団体に関する法律第7条の2第2項第1号	—		情報提供事業特別会計

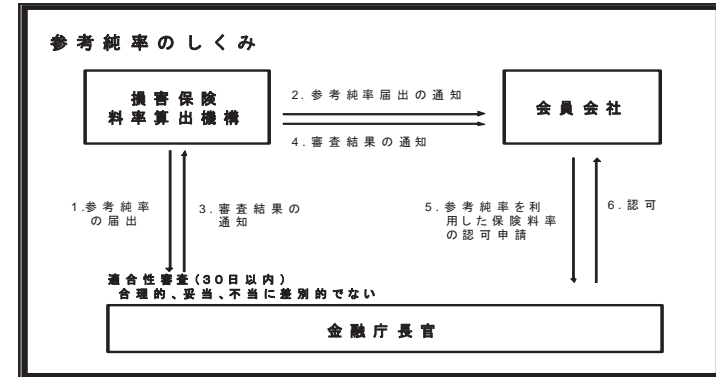
※他の事務・事業：「データバンク種目保険事業」・「地震保険調査研究事業」

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

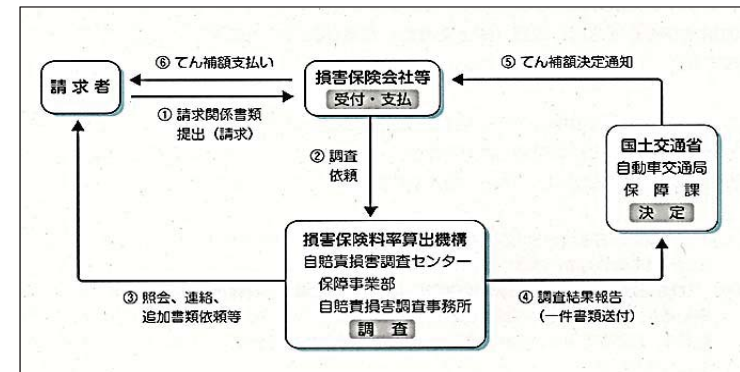
① 自賠責保険事業、地震保険事業



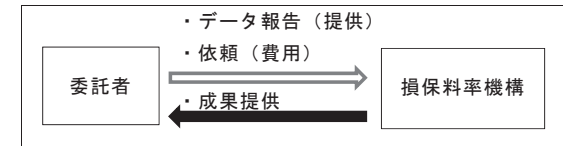
② 火災保険事業、傷害・介護保険事業、自動車保険事業



③ 保障事業



④ 情報提供事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—

その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	24,106,101	21,940,895	25,237,256	23,356,778	24,157,970	
内訳	事業活動収入額	24,038,052	21,908,466	25,178,901	23,320,268	23,770,286
	投資活動収入額	68,049	32,429	58,355	36,510	387,684
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

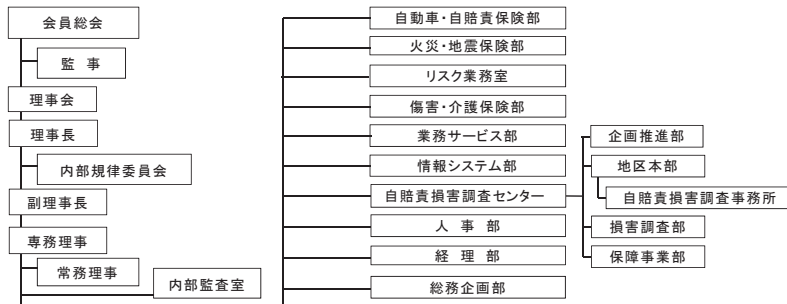
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
会員会社	・損害保険会社 ・生命保険会社 (保険業法第3条第4項第2号に掲げる保険の引受けを行う範囲) ・特定法人 (特定生命保険業免許を受けた特定法人にあっては、保険業法第3条第4項第2号に掲げる保険の引受けを行う範囲)	40社

6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	非常勤	1人	75歳	2年	1人	6期	1人	0人	-
専務理事	常勤	1~2人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	-
常務理事	常勤	若干名	63歳	2年	3人	4期1期	1人2人	0人	-
理事	常勤	20~26人 (※1)	63歳	2年	4人	2期1期	1人3人	0人	-
						3期1期	3人2人	2人	国土事務次官、警視總監
	非常勤	75歳	2年	9人	2期1期	2人4人	0人	-	
					6期2期1期	1人3人1人	0人	-	
常任監事	常勤	0~1人	63歳	2年	1人	1期	1人	0人	-
監事	非常勤	2~3人 (※2)	75歳	2年	2人	5期1期	1人1人	0人	-

※1 理事長、副理事長、専務理事、常務理事を含めた合計 ※2 常任監事を含めた合計

7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	144,285	0	0	144,285
非常勤	11,460	0	0	11,460
合計	155,745	0	0	155,745

8. 職員数 (平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	現員
		-	2,203人
非常勤	定数	現員	
	-	0人	

9. 貸借対照表 (平成23年度・概要版)

(単位: 千円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	4,962,644	(流動負債)	5,982,117
現金・預金	4,663,424	未払金	1,603,606
未収入金	26,395	前受金	30,174
前払費用	268,474	預り金	108,636
その他流動資産	4,349	短期リース債務	106,685
		賞与引当金	1,409,039

(特定資産)	6,804,548	自賠責収支準備金	2,723,934
退職給付引当資産	5,307,798	その他流動負債	40
研修所積立資産	1,496,749		
		(固定負債)	7,516,486
(その他固定資産)	3,038,973	長期未払金	38,889
建物	848,322	長期リース債務	183,133
構築物	87,130	資産除去債務	330,395
什器備品	31,114	退職給付引当金	6,817,218
土地	242,345	役員退職慰労引当金	52,297
ソフトウェア	612,930	その他固定負債	94,552
リース資産	300,479	(負債合計)	13,498,604
敷金・保証金	910,573	指定正味財産	—
その他固定資産	6,076	(うち特定資産への充当額)	—
		一般正味財産	1,307,561
		(うち特定資産への充当額)	(1,496,749)
		(正味財産合計)	1,307,561
資産合計	14,806,166	負債・正味財産合計	14,806,166

※千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある(10.正味財産計算書も同様)。

※一般会計、情報提供事業特別会計、雇用保険法関連給付金管理特別会計の合計(同上)。

10. 正味財産増減計算書(平成23年度・概要版) (単位:千円)

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
①自賠責保険納付金	20,057,002
②受取会費・入会金	3,349,490
③地震保険調査研究会費	166,687
④特定資産運用益	9,580
⑤受取負担金	121,042
⑥雑収益	66,484
⑦自賠責収支準備金取崩額	1,150,827
(経常収益計)	24,921,115
(2) 経常費用	
①事業費	23,499,107
②管理費	2,011,035
(経常費用計)	25,510,142
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
①固定資産受贈益	548
(経常外収益計)	548
(2) 経常外費用	

①固定資産除却損	21,679
②特別会費返還費用	101,390
(経常外費用計)	123,072
(当期一般正味財産増減額)	△711,511
一般正味財産期首残高	2,019,113
一般正味財産期末残高	1,307,561
II 指定正味財産増減の部	
(当期指定正味財産増減額)	—
指定正味財産期首残高	—
指定正味財産期末残高	—
III 正味財産期末残高	1,307,561

11. 重要な会計方針等(平成23年度)

○ 公益法人会計基準を採用。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法(定額法)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

リース資産以外の固定資産は、定額法を採用している。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。また、退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額及び年金財政計算上の責任準備金の額に基づいて計算している。

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

原子力発電環境整備機構

1. 法人概況

所在地	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル	
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.numo.or.jp/
	業務及び財務等に関する資料	http://www.numo.or.jp/about_numo/outline/zaimu/index.html
設立根拠法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号)	
その他、事務・事業に関する法律	-	
所管府省(担当課)	経済産業省(資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課放射性廃棄物等対策室)	
設立年月日	平成12年10月18日	
沿革	年 月	事項
	平成12年5月	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律成立
	平成12年10月	原子力発電環境整備機構設立
	平成14年12月	最終処分施設設置可能性を調査する区域の公募を開始
平成20年4月	法律改正に伴い第二種特定放射性廃棄物を処分対象として追加	
事業の目的	(定款) 発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ること	
主な事務・事業の内容	(事業計画書)	
(1) 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物を最終処分するために行う業務		
一 第一種特定放射性廃棄物に係る次の業務		
イ 概要調査地区等の選定を行うこと		
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと		
ハ 第一種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと		
ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと		
ホ 法第11条第1項の拠出金を徴収すること		
ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと		
二 第二種特定放射線廃棄物に係る次の業務		
イ 概要調査地区等の選定を行うこと		
ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと		
ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと		
ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと		
ホ 法第11条の2第1項の拠出金を徴収すること		
ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと		
(2) 上記業務のほか、上記業務の遂行に支障がない範囲内で委託を受けて行う業務		
一 経済産業大臣の認可を受けて、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物(特定放射性廃棄物を除く。)について、特定放射性廃棄物の最終処分と同一の処分を行うこと		
二 上記(1)一イからニ及び二イからニならびに(2)一に掲げる業務のために必要な調査を行うこと。		

2. 事務・事業の概要等

(1) 事務・事業の概要

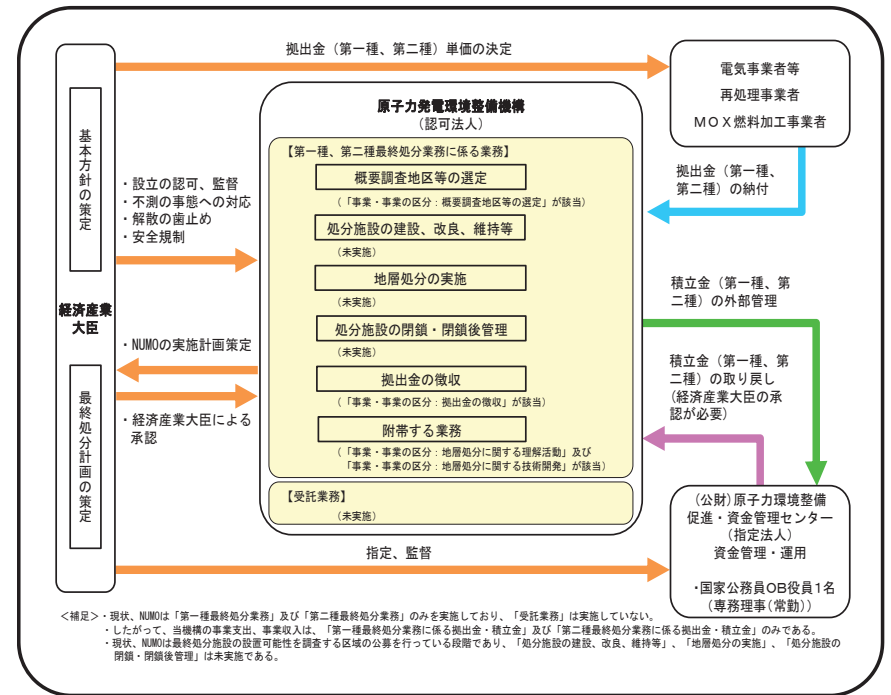
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
概要調査地区等の選定	概要調査地区を選定する際、国の最終処分計画及び機構の承認実施計画に従い、あらかじめ、文献その他の資料による調査(以下「文献調査」という。)を行い、文献調査を行ったときは、その結果に基づき文献調査の対象となった地区の中から概要調査地区を選定し、報告書を作成するもの。	(平成23年度実績) 応募が得られた際に的確に対応するため、文献等から得られる情報・データを管理する地質環境データ管理システムおよび地理情報システム(GIS)のデータの拡充等実施。	-	第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 (※1・2)
	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第一号イ、第56条第1項第二号イ	-	-	第一種最終処分業務勘定、第二種最終処分業務勘定
地層処分に関する理解活動	概要調査地区等及び最終処分施設の周辺の地域の住民等の理解と協力を得るため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する広報の充実、強化に努めるとともに、保有する情報の公開に関して、公正で透明性のある運営を推進するもの。	(平成23年度実績) ワークショップや座談会といった草の根レベルでの相互理解活動を展開 外部有識者からなる「広聴・広報アドバイザー委員会」の設置	-	第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 (※1・2)
	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第一号ハ、第56条第1項第二号ハ	-	-	第一種最終処分業務勘定、第二種最終処分業務勘定
地層処分に関する技術開発	最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を行い、また、技術開発の実施に当たっては、国内外の関係機関と協力、調整して、効率的な推進に努めるもの。	(平成23年度実績) 技術報告書の作成・公表、各種学会等への発表。 2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて巨大地震・津波等の自然現象による影響や安全対策について検討。	-	第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 (※1・2)
	特定放射性廃棄物の最終	-	-	第一種最終処分業務

<p>処分に関する法律第56条第1項第一号へ、第56条第1項第二号へ</p> <p>毎年度、電力利用者から徴収した電気料金の一部が原資となっている拠出金を、高レベル放射性廃棄物（第一種：ガラス固化体）及び地層処分低レベル放射性廃棄物（第二種：TRU廃棄物）の地層処分に係る費用として、発電用原子炉設置者等（電力会社、（独）日本原子力研究開発機構、日本原燃（株））から徴収している。</p> <p>徴収した拠出金については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第58条第2項の規定に基づき、全額最終処分積立金として公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに積み立て、管理・運用を委託しており、その後、事業運営に必要な資金として、四半期ごとに経済産業大臣の承認を得て同センターから取り戻している。</p> <p>なお、取戻額のうち未執行分は、翌年度に再度、同センターへ積み立てている。</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第一号ホ、第56条第1項第二号ホ、第58条第2項、第59条</p>	<p>（平成23年度実績）</p> <p>○拠出金徴収・積立額：55,655百万円（第一種：50,831百万円、第二種：4,824百万円）</p> <p>○取戻額：3,702百万円（第一種：2,845百万円、第二種：857百万円）</p> <p>○再積立額：344百万円（第一種：272百万円、第二種：71百万円）</p> <p>なお、積立金の管理・運用を公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに委託していることから、毎年度同センターに積立金管理・運用委託費を支出しており、平成23年度は約118百万円を支出</p>	<p>—</p>	<p>務勘定、第二種最終処分業務勘定</p>
<p>拠出金の徴収等</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>第一種最終処分業務事業費 53,512百万円 第二種最終処分業務事業費 5,636百万円 （※1・2）</p> <p>第一種最終処分業務勘定、第二種最終処分業務勘定</p>

※1 事業費は、平成20年度以降、根拠法改正に伴い第一種最終処分業務、第二種最終処分業務、受託業務（未実施）、その他（未実施）に区分経理しているが、事業毎には計上していないため、実施している第一種最終処分業務、第二種最終処分業務の全体額を記載。また、百万円未満の数値については、当該法人における情報公開との関係から調査への協力が得られなかった。

※2 これまで（平成12～24年度）に支出された事業資金は53,497百万円であり、主な内訳は、広報活動費が19,375百万円（約36%）、人件費が12,447百万円（約23%）、技術開発費が11,529百万円（約22%）、管理諸費が7,321百万円（約14%）となっている。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）（単位：千円、%）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	80,871百万円	86,430百万円	94,076百万円	85,847百万円	59,361百万円	
内 訳	事業収入額	80,871百万円	86,430百万円	94,076百万円	85,847百万円	59,361百万円
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	その他収入額	—	—	—	—	—

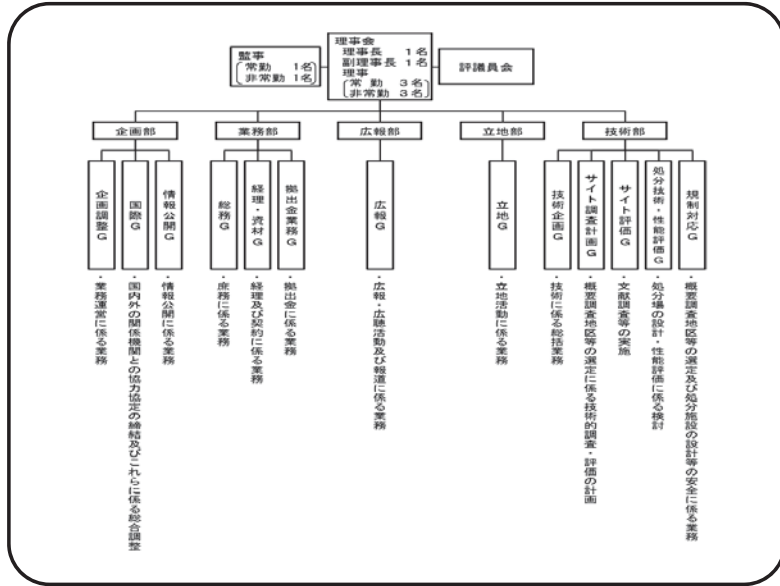
※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 百万円未満の数値については、当該法人における情報公開との関係から調査への協力が得られなかった。

(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))
該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))
該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)
該当なし

6. 役員概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	—	4年	1人	2期	1人	0人	—
副理事長	常勤	1人	—	4年	1人	1期	1人	0人	—
理事	常勤	3人	—	2年	3人	2期	2人	0人	—
理事	非常勤	3人以内	—	2年	3人	1期	1人	0人	—
監事	常勤	1人	—	2年	1人	1期	1人	0人	—
監事	非常勤	1人以内	—	2年	1人	2期	1人	0人	—

※役員の在任年齢 (定年) については、規定なし。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	130百万円
非常勤	0	0	0	0
合計	—	—	—	130百万円

※1 非常勤役員については、電気事業連合会の副会長及び日本原子力発電株式会社の取締役社長であったため、報酬は支給していない。

※2 支給総額以外の役員報酬については、当該法人における情報公開との関係から調査への協力が得られなかった。

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	80人
非常勤	—	定数	—
		現員	0人

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位: 百万円)

資産の部				負債及び純資産の部			
科目	合計	第一種最終処分業務勘定	第二種最終処分業務勘定	科目	合計	第一種最終処分業務勘定	第二種最終処分業務勘定
流動資産	1,026	743	282	流動負債	1,033	749	284
現金及び預金	950	681	268	未払金	29	24	5
未収金	35	28	7	未払費用	706	489	217
前払費用	40	33	6	預り金	247	194	53
その他流動資産	0	0	0	短期リース債務	9	7	1
				その他の流動負債	40	34	6
固定資産	901,787	880,075	21,712	固定負債	901,780	880,069	21,711
事業用固定資産	93	73	19	退職給付引当金	183	144	38
有形固定資産	0	0	0	積立金預け金見返	901,172	879,605	21,567
工具器具備品	0	0	0	資産見返拠出金	421	317	104
無形固定資産	93	73	19	リース債務	2	2	0
ソフトウェア	93	73	19				
一般管理用固定資産	159	108	50	(負債合計)	902,814	880,818	21,995
有形固定資産	75	63	12				
建物	41	32	8				
工具器具備品	24	23	1				
リース資産	9	7	2				
無形固定資産	83	45	38				
電話加入権	0	0	0				
ソフトウェア	83	45	38				
投資その他の資産	901,534	879,892	21,642				
積立金預け金	901,356	879,750	21,606	(純資産合計)	—	—	—
長期投資	139	109	29				
長期前払費用	38	32	6				
合計	902,814	880,818	21,995	合計	902,814	880,818	21,995

※ 百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 「—」の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、「0」の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：百万円）

費用の部				収益の部			
科目	合計	第一種 最終処 分業務 勘定	第二種 最終処 分業務 勘定	科目	合計	第一種 最終処 分業務 勘定	第二種 最終処 分業務 勘定
経常費用	3,643	2,797	845	経常収益	3,643	2,797	845
技術開発費	759	531	228	抛出金見返戻入	3,440	2,639	800
概要調査地区 選定調査費	18	14	4	資産見返抛出金戻入	198	154	43
事業管理費	948	745	202	その他収益	3	2	0
一般管理費	1,567	1,234	333	受取利息	0	0	0
退職給付引当金繰入	68	53	14	雑収益	3	2	0
事業用減価償却費	51	40	10				
一般管理用減価償却費	110	81	29				
その他費用	118	95	23				
支払利息	1	0	0				
積立金繰入額	3	2	0				
雑損失	113	91	21				
合計	3,643	2,797	845	合計	3,643	2,797	845

※ 百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 「-」の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、「0」の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産は定額法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）、無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。また、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

256百万円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額（役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額）を計上している。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 抛出金見返戻入の計上基準

費用計上額（減価償却費等を除く）について積立金預け金見返を取り崩して収益計上している。

(3) 積立金預け金

積立金預け金は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第58条に基づき、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに最終処分積立金として積立しているものである。

(4) 事業用固定資産及び一般管理用固定資産

事業用固定資産とは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条第1項第1号もしくは第2号または同条第2項に掲げる業務の用に直接供される有形固定資産及び無形固定資産をいう。

一般管理用固定資産とは、事業用固定資産以外の有形固定資産及び無形固定資産をいう。

(5) 第一種最終処分業務勘定と第二種最終処分業務勘定の区分方法

第一種最終処分業務勘定と第二種最終処分業務勘定に共通して発生する経費及び固定資産等にかかる経理区分は、当該年度において把握・設定した処分費用総額比率を用いて区分している。

当期における処分費用総額比は、第一種最終処分業務勘定が78.63%、第二種最終処分業務勘定が21.37%である。

4. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

一般管理用のO A機器である。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

5. 金融商品

(1) 金融商品の状況に関する事項

当機構は、最終処分業務に必要な費用の支出に充てるため、発電用原子炉設置者等から、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第11条第1項の抛出金及び同法11条の2第1項の抛出金を受け、そのうち経済産業大臣の承認を受けた取戻し額を除く全額を、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣が指定する法人である公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに最終処分積立金として積み立てており、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターにおいて、資金管理を行っている。公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターは、外部の運用委員会の決定事項に沿った国債、政府保証債、地方債、事業債及び預金で運用しており、満期保有を前提としているため、当機構は信用リスク等について極めて低いと判断している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における積立金預け金の貸借対照表計上額は901,356百万円であるが、取戻し額が毎年度の予算に基づいて経済産業大臣に承認を受けた金額となるため、将来のキャッシュ・フローを長期にわたり合理的に見積ることは不可能である。よって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の開示は行っていない。

12. 基金抛出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし